

鳥取市農林水産業振興プラン

—とっとりの食と森と海の恵みを未来へつなぐ—

令和8年3月 鳥取市

目次

| | |
|-------------------------|----|
| 第1章 はじめに | 1 |
| 第2章 第2期農業振興プランの評価 | 3 |
| 第3章 本市の農林水産業の現状と課題..... | 9 |
| 第4章 目標と基本方針..... | 39 |
| 第5章 施策の体系 | 43 |
| 第6章 推進体制・進捗管理 | 71 |
| 資料編..... | 73 |

第1章 はじめに

背景・目的

「第 2 期鳥取市農業振興プラン」の計画期間の満了に加え、社会情勢の変化や、国の「食料・農業・農村基本法」及び「食料・農業・農村基本計画」の改正を踏まえながら、今後、鳥取市の農業・林業・水産業が連携して取り組むべき施策を示します。

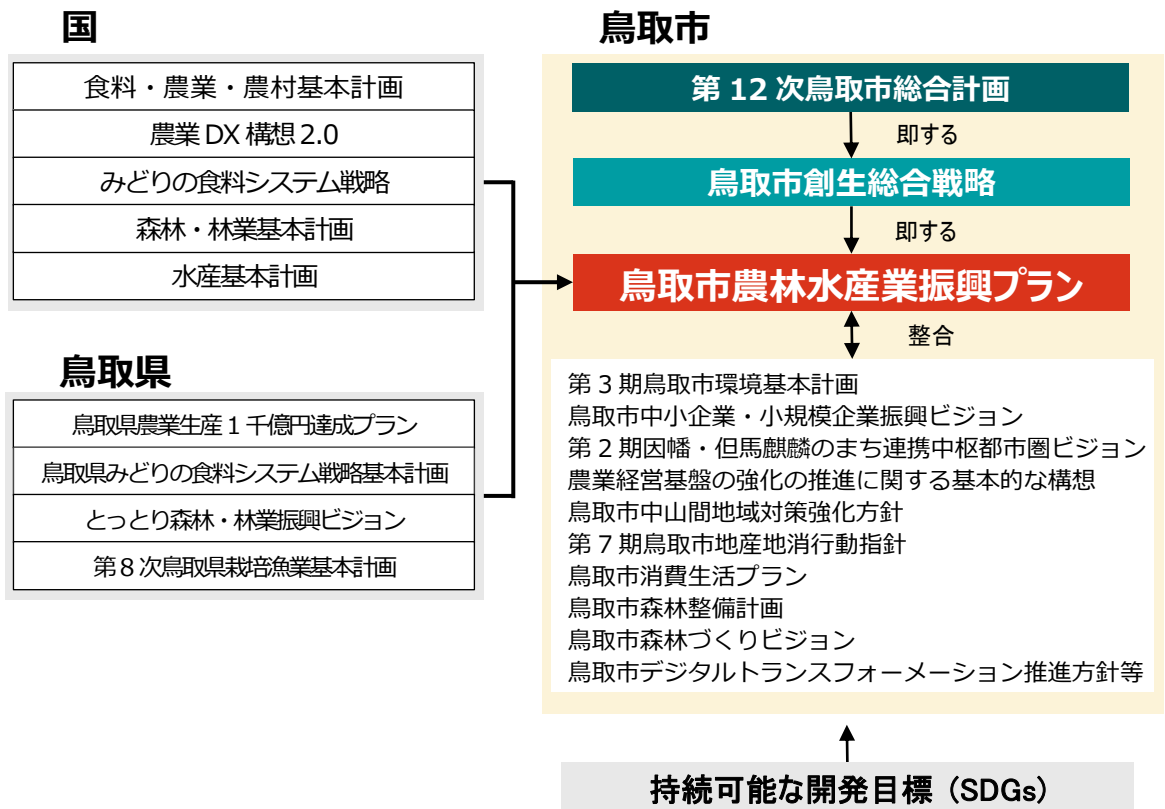
プランの期間

プランの期間：令和 8（2026）年度～令和 12（2030）年度

今後 10 年程度を見据え、本市の農林水産業における将来像を設定し、その実現に向けて、今後 5 年間の方針・重点施策及び指標（KPI）を策定します。

プランの位置づけ

本市のまちづくりの最上位計画である「第 12 次鳥取市総合計画」に基づいた分野別計画として位置づけ、国や県などの農林水産業関連計画及び各種行政計画の整合性を保ちつつ、連携・補完し、効果的な推進を図ります。



第2章 第2期農業振興プランの評価 (計画期間：平成30年度～令和4年度)

基本方針ごとの主な取組及び成果

基本方針1 担い手の確保

①新たな担い手の確保

- ・「とっとりふるさと就農舎」などの本市独自の支援制度による新規就農希望者の育成、認定新規就農者への初期投資・規模拡大支援、市外企業の誘致などを実施しました。
- ・近年の新規就農者の減少を踏まえ、今後は県内外問わない新規就農希望者の誘致、農家経営継承のマッチング、就農初期における助言・指導等の支援が必要です。

| 目標指標 | 基準値 (~H28年度) | 目標値 (増減値) | 実績数値 | | | | | | 増減 (基準値) | 達成率 |
|--------------|-----------------|-------------------|------|----|----|----|----|---|-------------|-----|
| | | | H30 | R1 | R2 | R3 | R4 | 計 | | |
| 認定新規 就農者数 | 12人/4年間 | 15人/5年間 (+15人) | 3 | 0 | 0 | 2 | 1 | 6 | +6 | 40% |

②人・農地プランの推進

- ・将来の地域農業のあり方について、17集落を対象に「人・農地プラン」を策定しました。
- ・その後、令和5年4月には、「農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律」により、「人・農地プラン」が「地域計画（地域農業経営基盤強化促進計画）」に名称を変えて法定化されました。また、「地域計画」の策定にあたり、農地一筆ごとに10年後の耕作者の計画を示した「目標地図」を作成し、農地の集約化を進めていくことが定められました。
- ・この法改正を踏まえ、本市では、令和7年3月に新たに市内を14地域に分け、「地域計画」を作成しました。

③集落営農の組織化・法人化

- ・市内にある76の集落営農組織のうち3件の新規設立を支援、活動に必要な機械設備の導入を支援
- ・あわせて、（一財）鳥取市農業公社、（有）グリーンもちがせ、（株）さじ式拾壺、（株）ふるさと鹿野が令和元年度に連携協定を締結し、生産活動の連携・共同化や施設・設備等の共同利用等に取り組んでいます。

基本方針2 農畜産物の産地化・ブランド化

①作付面積の維持・拡大

- ・鳥取県オリジナル品種である主食用米「星空舞」、梨「新甘泉」、イチゴ「とっておき」の産地化・ブランド化を推進しました。
- ・本市の特産品である「鳥取砂丘らっきょう・ふくべ砂丘らっきょう」や「二十世紀梨」についても、県と連携して、生産振興対策を総合的に支援しました。
- ・白ネギに続く産地化を目指すアスパラガスでは、「低コスト簡易雨よけハウス」等の施設導入などにより、出荷量の増加及び産地のブランド化を図りました。
- ・畜産クラスター事業を活用し、「鳥取和牛」の安定出荷や、生産基盤の維持発展及び収益性向上を図りました。
- ・今後も、県、JA、生産者等と連携し、生産性向上や担い手確保を進めるとともに、地域農畜産物の産地化及び地域ブランド化を推進していく必要があります。

| 目標指標 | | 基準値 (H28年度) | 目標値 (増減値) | 実績数値 | | | | | 増減 (基準値) | 達成率 |
|--------------|------------|----------------|-------------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------------|--------|
| | | | | H30 | R1 | R2 | R3 | R4 | | |
| 主要品目 生産規模 | 白ネギ | 24.28ha | 25ha (+0.72ha) | 32.4 | 36.4 | 35.6 | 33.6 | 32.2 | +7.92 | 1,100% |
| | アスパラ ガス | 4.96ha | 7ha (+2.04ha) | 7.6 | 7.2 | 7.4 | 6.4 | 7 | +2.04 | 100% |
| | 肉牛 | 1,923頭 | 2,350頭 (+427頭) | 1,912 | 2,209 | 2,359 | 2,695 | 2,692 | +769 | 180% |

基本方針3 優良農地の確保

①担い手への農地集積

- ・農地中間管理事業を活用した農地の出し手と受け手のマッチングを行い、認定農業者や集落営農組織等の担い手の規模拡大や農地集積を促進しました。
- ・農家数の減少が続いているため、新たな担い手の確保・育成や、集落営農の組織化を支援していく必要があります。

| 目標指標 | 基準値 (~H28年度) | 目標値 (増減値) | 実績数値 | | | | | | 増減 (基準値) | 達成率 |
|---------------------------|-----------------|---------------------------|------|-----|-----|----|----|-----|-------------|------|
| | | | H30 | R1 | R2 | R3 | R4 | 計 | | |
| 中心経営体への 農地集積面積 (新規) | 101ha /2年間 | 250ha /5年間 (+250ha) | 141 | 129 | 139 | 77 | 73 | 559 | +458 | 183% |

②農地生産基盤の保全・整備

- ・土地改良施設の整備にあたり、地元で原材料を支給し、地元からの労力提供により、小規模な農道や施設の維持補修を実施しました。
- ・集落等が交付金事業を活用する際の事務負担の軽減のため、組織の広域化を推進することにより、事務の効率化・人材確保を図る取組みを推進しました。
- ・県の支援事業を活用して、農業生産基盤の維持が困難な中山間地域と企業・都市部地域が協働する地域振興活動を支援しました。

基本方針4 販路拡大・地産地消の推進

① マッチング・輸出／イベント開催・直販

- ・ 関西圏でのマルシェの定期開催や、飲食関係者等を対象とした招致活動等に取り組みました。
- ・ 同時に、地元商社と連携した宅配マルシェや、WEB 商談会など、広域的な PR 活動の実施により、食品関連企業とのマッチング数が目標値を上回りました。
- ・ 今後は、産地化への取り組みや地域ブランド力の強化を図るため、さらに波及効果の高い SNS の活用や、IT 技術を活用した輸送効率の最適化を図る必要があります。

| 目標指標 | 基準値 (~H28年度) | 目標値 (増減値) | 実績数値 | | | | | | 増減 (基準値) | 達成率 |
|-------------------------------|-----------------|-----------------|------|----|----|----|----|---|-------------|------|
| | | | H30 | R1 | R2 | R3 | R4 | 計 | | |
| 食品関連企業との マッチング数 (行政関与分) | 2件/5年間 | 5件/5年間 (+5件) | 1 | 2 | 2 | 2 | 2 | 9 | +9 | 180% |

② 食農教育の推進

- ・ 次代を担う児童に向けた農作業体験や、学校給食に県産農産物を利用した食育などを通じ、農産物の消費意識の向上を図ることで地産地消の取り組みを推進しました。
- ・ 今後も関係機関と連携し、学校給食や食品産業への地場産農産物の利用促進、県産農産物の販売促進など、農林水産物の生産振興と消費拡大を推進していきます。

基本方針5 6次産業化・農商工連携の推進

① 商品開発支援

- ・ もうかる6次化・農商工連携支援事業等による商品開発や生産技術習得など、新物流DXシステムの構築にあわせた地元事業者の主体的な取り組みを支援し、加工品の生産拡大と産地育成を総合的に行うことで、販路拡大を推進しました。

| 目標指標 | 基準値 (~H28年度) | 目標値 (増減値) | 実績数値 | | | | | | 増減 (基準値) | 達成率 |
|----------------------------|-----------------|-----------------|------|----|----|----|----|---|-------------|------|
| | | | H30 | R1 | R2 | R3 | R4 | 計 | | |
| 6次産業化の 取組み事例 (行政関与分) | 5件/5年間 | 5件/5年間 (+5件) | 0 | 0 | 1 | 2 | 2 | 5 | +5 | 100% |

② 関係機関による情報共有・連携事業

- ・ 一方、加工品を通じた収益化事業を持続可能な形で展開できる事業者は限定的であり、経営戦略やマーケティング等のノウハウが不足していることから、関係機関と連携しながら効果的な販路開拓を推進し、地域の魅力ある特産物の価値向上や、所得の向上、雇用の確保につなげていく必要があります。

基本方針6 農業生産の安定化

① 鳥獣被害の防止

- 侵入防止柵設置や鳥獣被害対策実施隊の活動により、農作物への被害軽減に努めました。イノシシの捕獲頭数は減少してきたものの、二ホンジカは想定約 10 倍の捕獲頭数となりました。
- 今後は、鳥獣減容化施設の活用等、鳥獣被害対策推進を図っていく必要があります。
- また、狩猟者の育成についても、狩猟者登録が未登録の狩猟免許取得者が多いため、狩猟者登録の推進及び、有害鳥獣捕獲の実践に向けた支援を行う必要があります。

| 目標指標 | 基準値 (H28 年度) | 目標値 (増減値) | 実績数値 | | | | | | 増減 (基準値) | 達成率 |
|-----------------------|-----------------|-----------------------|-------|-------|-------|-------|-------|---|-------------|------|
| | | | H30 | R1 | R2 | R3 | R4 | 計 | | |
| イノシシ 捕獲頭数 (年間) | 3,269 頭 | 2,000 頭 (-1,269 頭) | 2,808 | 3,646 | 3,603 | 2,875 | 1,851 | - | -1,418 | -43% |
| 二ホンジカ 捕獲頭数 (年間) | 555 頭 | 800 頭 (+245 頭) | 1,084 | 1,773 | 2,259 | 2,349 | 2,842 | - | +2,287 | 412% |
| 狩猟者登録数 | 463 人 | 500 人 (+37 人) | 471 | 477 | 489 | 537 | 559 | - | +96 | 259% |

② 気象災害等の防止・復旧支援

- 農業共済組合と連携した復旧活動等により、迅速な営農再開につなげるとともに、復旧対策を中心とした事後対策や、被害防止対策に取り組みました。
- 加えて、梨栽培においては、スマート農業機器を活用した土壌や気象の観測、病害虫発生予察の実証事業の成果を今後活用していきます。

第3章 本市の農林水産業の現状と課題

農林水産業を取り巻く環境の変化

自然環境の変化（地球温暖化による影響）

農業

① 高温による作物の生育障害

- 地球温暖化による夏季の高温によって、コメや野菜などの品質低下や収量減少が懸念されています。特にコメでは、広く栽培されてきたコシヒカリ、ひとめぼれの早生2品種で、平野部を中心に白濁粒の増加などの品質低下のリスクが懸念されています。

② 病害虫の増加

- 気温が上昇することで、これまで発生しにくかった病害虫が発生しやすくなります。
- 特にイネのいもち病や果樹の病害、害虫（カメムシなど）の繁殖範囲の拡大が予想されています。

③ 水不足・水害の発生

- 降水パターンの変化により、渇水や逆に集中豪雨・洪水などの極端現象が増加し、田畑の冠水や生育不良を引き起こす可能性があります。

林業

① 頻発・激甚化する自然災害への対応

- 頻発する自然災害に対応するため、国土強靱化が求められています。
- 一方で、集中豪雨や台風などの強風により、土砂災害や倒木被害が発生しやすくなっており、森林の機能低下が懸念されています。
- 我が国では、森林面積が国土の約7割を占めていることから、土砂崩れの防止などの観点から、適切な森林管理が不可欠となっています。

② 森林の樹種構成の変化

- 人工林に多いスギやヒノキなどが温暖な気候に適さなくなり、分布域が縮小あるいは南下する可能性があります。その一方で、暖地性の樹種が進出することも考えられます。
- また、国民の4割が花粉症を罹患していることから、発生源への対策も求められています。

③ 病害虫の被害拡大

- 高温や乾燥により、マツノザイセンチュウなどの病害虫被害が拡大しやすくなります。特に松くい虫被害によるマツ林の減少が懸念されています。

水産業

①漁獲量の減少、魚種の変化

- 鳥取県沿岸部でも、海水温の上昇が観測されており、夏季の表面水温が過去数十年で1～2℃程度上昇しており、鳥取県の中心となっている「ズワイガニ」や「アカガレイ」などの分布域が変化し、漁獲量の減少や新たな魚種の増加など海洋生態系の変化が起きています。
- 温暖化による海水温の上昇により、赤潮や貝毒を発生させるプランクトンの大量発生が懸念されています。
- また、河川水温の上昇や渇水により、河川で育つアユやサケなど分布域の縮小が懸念されています。

②沿岸環境・藻場の衰退

- 温暖化や異常気象の増加により、沿岸部のアマモやワカメなどの藻場の衰退や磯焼けが進行しやすくなります。藻場は稚魚や貝類など多くの生き物の「ゆりかご」ともいわれ、これが衰退すると産卵や稚魚育成、漁獲資源の確保に大きな悪影響が出ます。

社会情勢の変化

① 少子高齢化と人口減少の進展

- 少子高齢化により、農林水産業の担い手不足と高齢化が深刻化し、生産活動や農地及び農林水産業用施設の維持・管理に支障が生じています。
- 中山間地域では、地域コミュニティの衰退や集落の消滅も懸念されています。

② 国内外の市場の変化

- 人口減少や高齢化により、国内の食品市場規模は縮小すると見込まれています。
- 一方、世界の食料需要は、人口増加や経済成長に伴い、平成 27 年の 890 兆円から令和 12 年には 1,360 兆円に増加する見込みです。
- 需要増加による国際的な穀物価格の上昇や円安の影響で配合飼料価格が高止まりしており、安定した畜産のためには自給飼料の拡大が必要となっています。
- また、消費者ニーズは多様化、個別化が進み、食の外部化（外食・中食需要の拡大）や健康志向の高まりなど、市場環境は大きく変化しています。
- さらに、インターネットによる通信販売での食料支出額も増加しているほか、生産者が新たにオンラインを通じて消費者に直接販売する動きが見られています。
- 林業分野では、ウッドショックを契機に国産材の安定供給が求められており、「伐って、使って、植えて、育てる」循環林業による資源の若返りと平準化が重要となっています。

③ 環境意識の高まりと SDGs への対応

- 地球温暖化による豪雨や台風の頻発は、作物の収量・品質低下、漁獲量の減少など、生産現場に大きな影響を与えています。
- 地球上の自然資本は危機に瀕しており、SDGs や 2050 年カーボンニュートラルの実現など環境意識の高まりから、持続可能な生産・消費へのニーズが高まっています。企業評価や ESG 投資においても、持続可能性への取り組みが重要視されています。
- 畜産においては、発生する悪臭や糞尿、温室効果ガス（牛のゲップによるメタンガスなど）が課題となっています。
- 国際社会は経済と環境の両立を、イノベーションによって実現しようとする動きが進んでおり、我が国においても、食料・農林水産業の脱炭素化、化学農薬・肥料の低減、自然資本の持続的な利活用、環境調和型生産への取り組みが進んでいます。



引用：国際連合広報センター

法改正及び基本計画の改定

農業

①食料・農業・農村基本法及び食料・農業・農村基本計画

- 農業に関する政策の基本理念や方向性を示す「食料・農業・農村基本法」は、（１）食料の安定供給の確保、（２）農業の有する多面的機能の発揮、（３）農業の持続的な発展と（４）その基盤としての農村の振興を基本理念として掲げ、国民生活の安定向上及び国民経済の健全な発展を図ることを目的としています。
- 平成11年の制定からおよそ四半世紀が経過し、昨今では、世界的な食料情勢の変化に伴う食料安全保障上のリスクの高まりや、地球環境問題への対応、海外の市場の拡大等、我が国の農業を取り巻く情勢が制定時には想定されなかったレベルで変化しています。
- こうした情勢の変化を踏まえ、令和4年9月以降、基本法の検証・見直しに向けた検討を行い、令和6年6月5日に改正法の公布・施行に至りました。
- 改正基本法では、食料安全保障を基本理念の柱として位置づけ、これまでの“食料の確保”に加えて、“良質な食料が合理的な価格で安定的に供給され、かつ、国民一人一人がこれを入手できるようにする”ことを含むものへと再整理されるなど、食料安全保障についての考え方が抜本的に強化されました。
- この基本法に基づき策定される「食料・農業・農村基本計画」は、令和7年4月に改訂され、改正基本法の基本理念に基づき、「食料安全保障のための確保」、「環境と調和のとれた食料システムの確立」、「農業の持続的な発展」、「農村の振興」を柱とした具体的な施策が定められました。
- 新たな視点として、農業生産基盤の確保のための農産物の輸出促進、さらに、担い手不足を解消するためのデジタル技術を生かした「スマート農業」を促進することなどが盛り込まれました。

林業

① 森林・林業基本法及び森林・林業基本計画

- 森林や林業に関する政策の基本理念や方向性を示す「森林・林業基本計画」は、(1) 森林の有する多面的機能の発揮、(2) 林業の持続的かつ健全な発展を基本理念として掲げ、国民生活の安定・向上と国民経済の健全な発展を図ることを目的としています。
- 平成 13 年の改正では、森林の有する多面的機能の重要性の明確化や、林業の再生・活性化のための持続的かつ効率的な経営を目指すことが定義されました。また、森林ボランティアや森林環境教育の推進など、国民一人ひとりが森林づくりに関与する仕組みづくりを重視することが盛り込まれました。
- この基本法に基づき策定される「森林・林業基本計画」は、令和 3 年 6 月に改訂されました。これからの施策の方向として、森林を適正に管理して、林業・木材産業の持続性を高めながら成長発展させることで、2050 カーボンニュートラルも見据えた豊かな社会経済を実現する「グリーン成長」が盛り込まれました。また、5つのポイントとして、「森林資源の適正な管理・利用」、「『新しい林業』に向けた取組の展開」、「木材産業の競争力の強化」、「都市等における『第2の森林』づくり」、「新たな山村価値の創造」が挙げられています。

これからの施策の方向と5つのポイント

森林・林業・木材産業による グリーン成長

森林を適正に管理し、林業・木材産業の持続性を高めながら成長発展させることで、2050カーボンニュートラルも見すえた豊かな社会経済を実現！



森林資源の適正な管理・利用

循環利用を進めつつ、多様で健全な姿へ誘導するため、再造林や複層林化を推進。併せて、天然生林の保全管理や国土強靱化、森林吸収量確保に向けた取組を加速。



「新しい林業」に向けた取組の展開

伐採から再造林・保育に至る収支のプラス転換を可能とする「新しい林業」を展開。また、「長期にわたる持続的な経営」を実現。



木材産業の競争力の強化

外材等に対抗できる国産材製品の供給体制を整備し、国際競争力を向上。また、中小地場工場等は、多様なニーズに応える多品目製品の供給により、地場競争力を向上。



都市等における「第2の森林」づくり

中高層建築物や非住宅分野等での新たな木材需要の獲得を目指す。木材を利用することで、都市に炭素を貯蔵し温暖化防止に寄与。



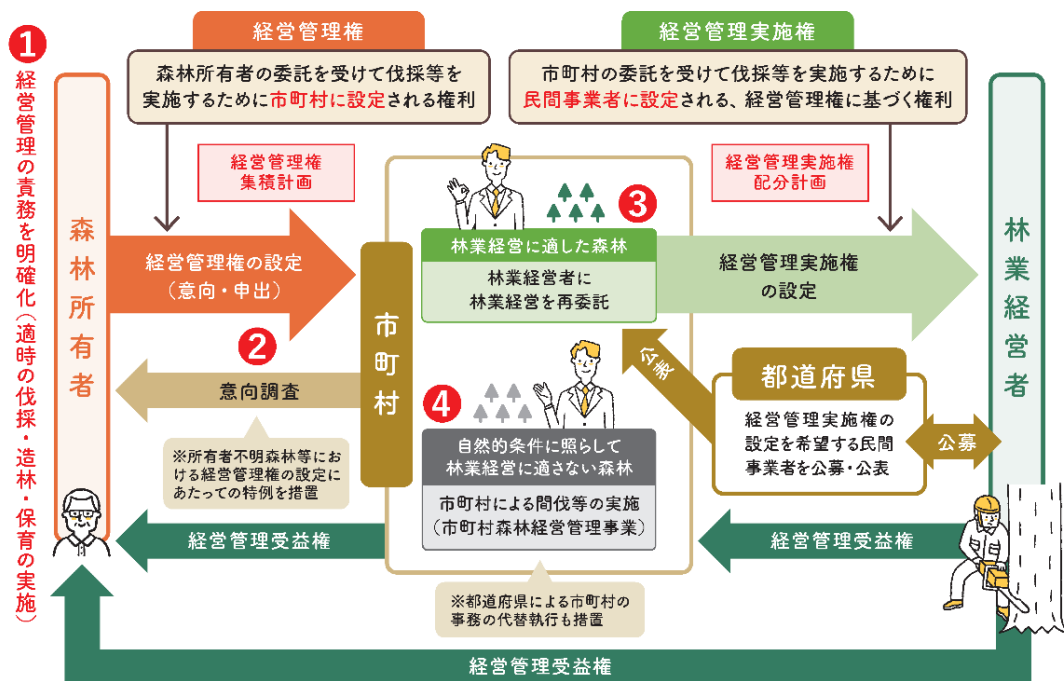
新たな山村価値の創造

山村地域において、森林サービス産業を育成し、関係人口の拡大を目指す。また、集落維持のため、農林地の管理・利用など協働活動を促進。

引用：林野庁 HP

②森林経営管理法

- 我が国では、森林の荒廃や手入れ不足、所有者不明森林の増加、さらに林業の衰退が深刻化しています。これにより、災害リスクや環境保全への懸念が高まり、持続可能な森林管理の必要性が注目され、森林経営管理法が制定されました。
- 森林経営管理法は、国内の森林保全と持続可能な管理を促進することを目的としています。この法律は、日本全国で森林経営が行われていないことや手入れが不十分であることによる問題を解決するために制定されました。
- 本法律に基づいて、「森林経営管理制度」が導入されました。森林経営管理制度は、手入れの行き届いていない森林について、市町村が森林所有者から経営管理の委託を受け、林業経営に適した森林は地域の林業経営者に再委託するとともに、林業経営に適さない森林は市町村が公的に管理をする制度です。



引用：林野庁 HP（パンフレット）

水産業

①水産基本法及び水産基本計画

- 水産業に関する政策の基本理念や方向性を示す「水産基本法」は、(1) 水産物の安定供給の確保(2) 水産業の健全な発展の実現を基本理念として掲げ、「浜」単位での所得向上の取り組みの展開や沖合漁業・遠洋漁業の国際競争力の強化を図ることを目的としています。
- 平成13年の制定では、持続的な水産資源の利用、健全な水産業の発展、漁村の振興など、国の水産政策の基本的な方向性が定義されました。また、食料としての水産物の安定供給だけでなく、消費者ニーズを踏まえた品質・安全性の確保、国際的な協調、環境保全といった視点も盛り込まれました。
- この基本法に基づき策定される「水産基本計画」は、令和4年3月に改訂されました。新たな基本計画では、改正基本法の基本理念に基づき、「海洋環境の変化も踏まえた水産資源管理の着実な実施」、「増大するリスクも踏まえた水産業の成長産業化の実現」、「地域を支える漁村の活性化の推進」を柱とした具体的な施策が定められました。
- この他にも、水産物の持続的な発展に向けて横断的に推進すべき施策として、スマート水産技術の活用やカーボンニュートラルへの対応、新型コロナウイルス感染症対策、東日本大震災からの復興、水産物の自給率目標等について、今後の水産政策の展開方向を示しています。

鳥取市の概況

鳥取市の概要

①概況（地形・立地）

本市は、鳥取県の東部に位置し、北は日本海に面し、東は岩美町と兵庫県境、西は東伯郡、南は八頭郡と岡山県境に接し、県東部圏域における中心となっています。

地形はおおむね平坦な東部・中部、起伏に富んだ地形から直接海に面している西部、中山間地である南西部から構成されています。県内三大河川の千代川を中心に、河川の流域に鳥取平野が形成され、灌漑用水に恵まれた肥沃な耕地が広がっています。海岸線には鳥取砂丘もあります。

鳥取県沿岸は、冬季風浪や台風、地震等の厳しい条件にさらされており、漁港・港湾の埋没、河口閉塞、海岸侵食などの土砂問題が顕著化しています。



鳥取市の位置図（帝国書院地図資料をもとに加工して作成）



鳥取砂丘

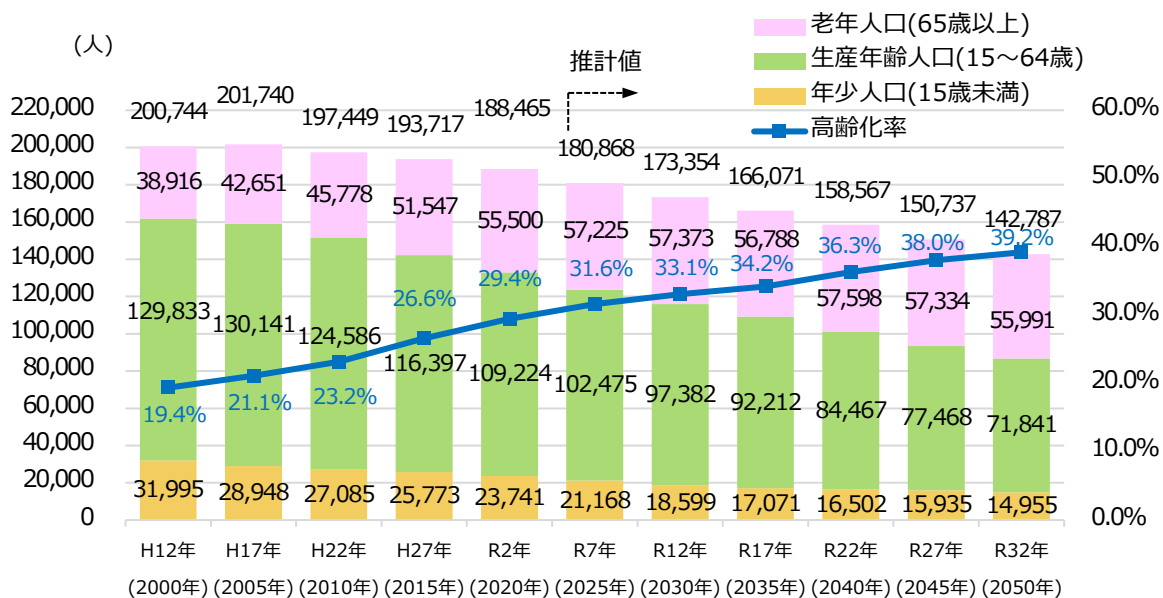


白兔海岸・白兔の丘

② 将来推計人口

平成 17 年の 20 万 1,740 人をピークに、令和 2 年には 18 万 8,465 人まで減少しています。さらに、令和 32 年には約 14.3 万人まで減少することが見込まれています。

また、令和 2 年時点で老年人口の割合が 29.4%の超高齢社会ですが、30 年後には、さらに約 10%増加することが推計されています。

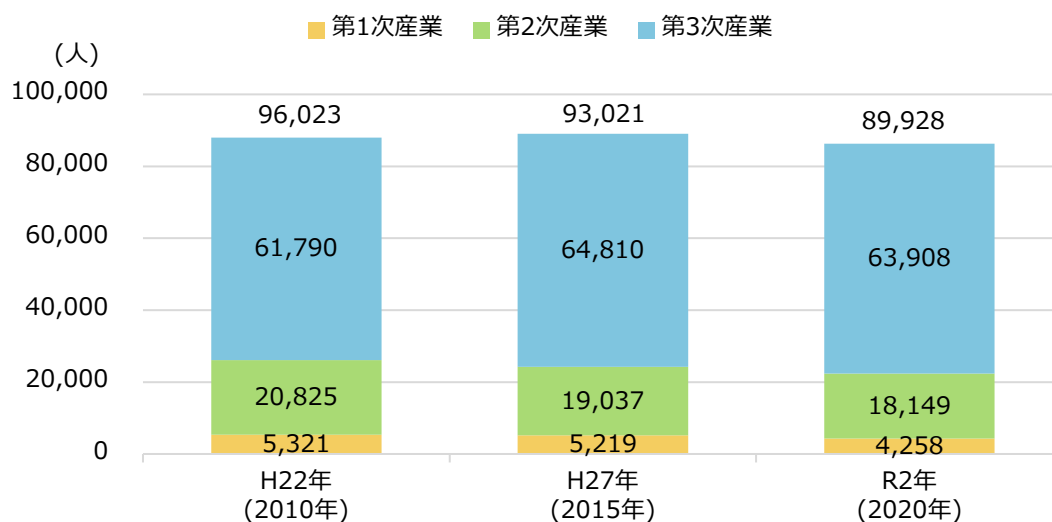


※総数は年齢不詳の数値を含む

出典：国立社会保障・人口問題研究所

③ 産業別就業者数

平成 22 年から令和 2 年の間に、第 1 次産業の就業者数は 5,321 人から 4,258 人と約 2 割減少し、令和 2 年度時点では、全体の約 5%を占めています。



※総数は分類不能の数値を含む

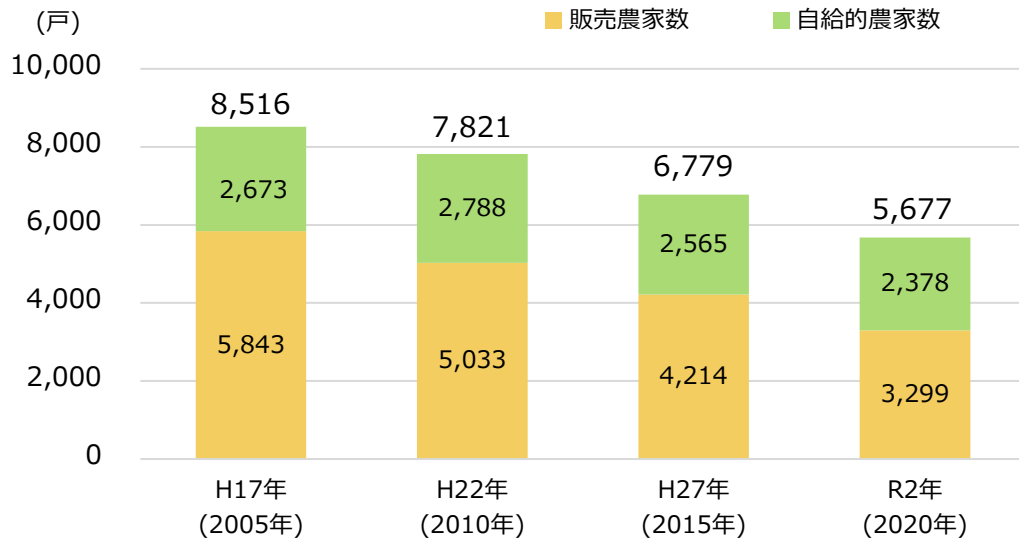
出典：国勢調査

農林水産業の現状

農業

① 総農家数

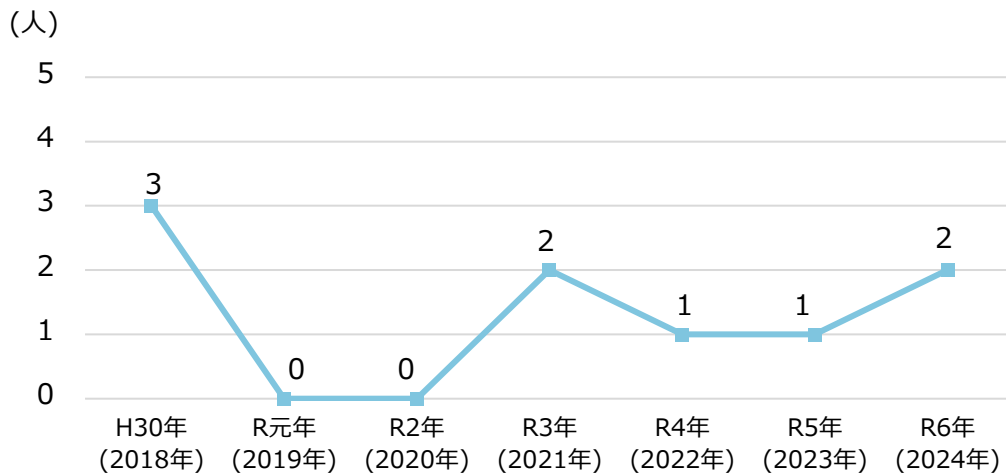
市内の農家数は平成 17 年以降、減少傾向にあります。特に、販売農家数はこの 15 年間で約 4 割減少しています。



出典：農林業センサス

② 認定新規就農者数

認定新規就農者数は、令和元年、令和 2 年は、0 人でしたが、近年では、毎年 1～2 名が認定されています。

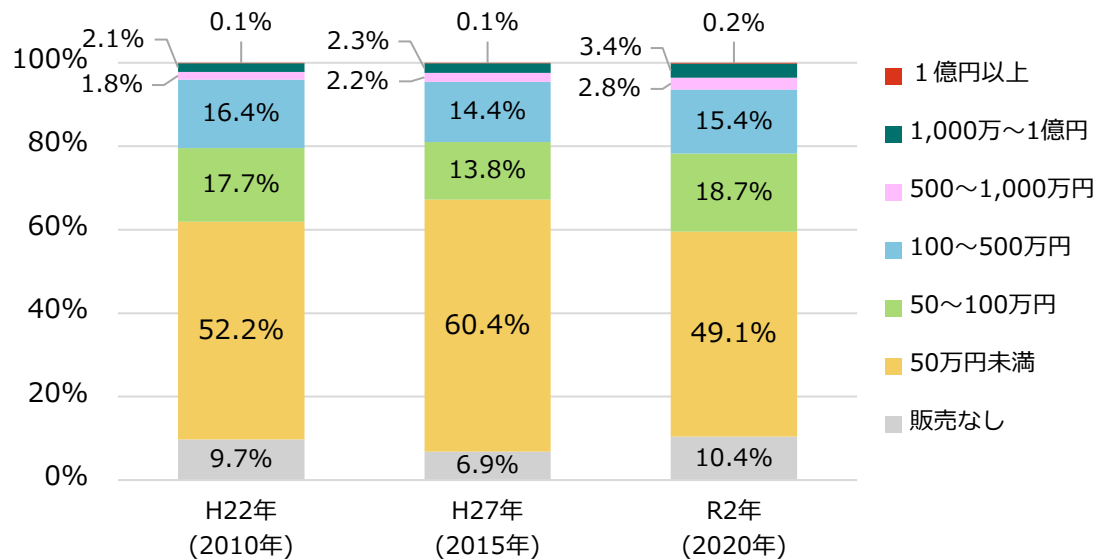


出典：第 2 期鳥取市農業振興プラン追跡調査

③販売農家の内訳

農作物の販売金額規模別に分けてみると、50万円未満の販売規模の農家が、平成22年に52.2%、令和2年に49.1%と、10年間変わらず約半数を占めています。

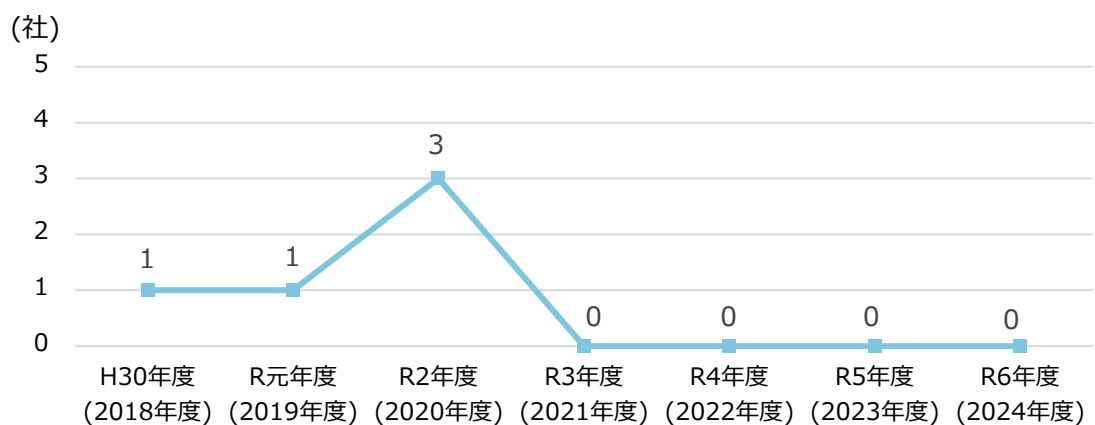
一方で、500万円以上の販売規模の農家の割合は、平成22年時点で3.9%だったものが、令和2年時点で6.4%と微増しています。



出典：農林業センサス

④企業参入数

農業分野における新たな企業参入は、令和2年度までは、年間で最大3社の参入が見られましたが、令和3年度以降は見られません。

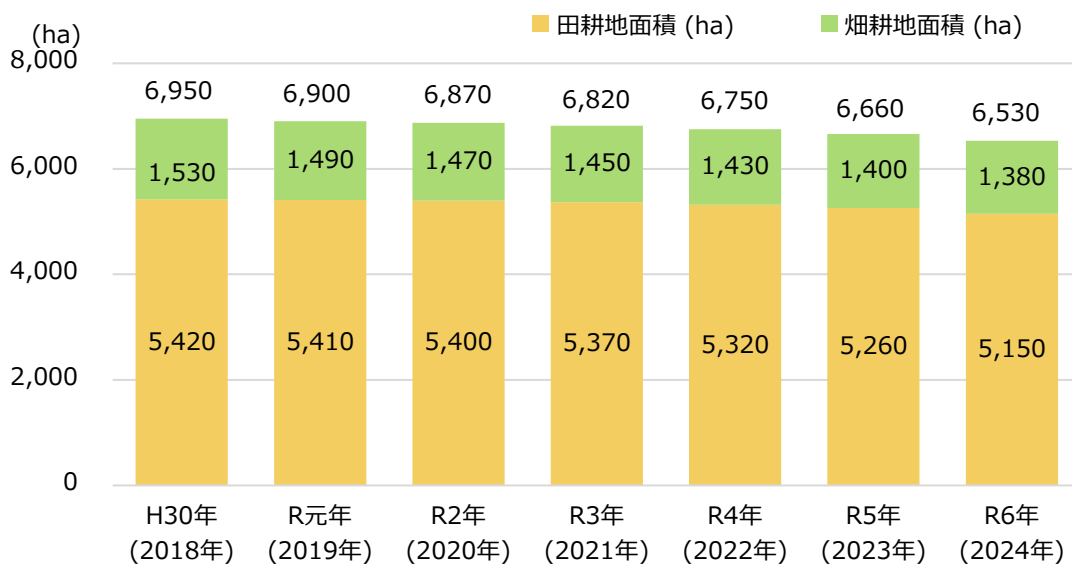


出典：第2期鳥取市農業振興プラン追跡調査

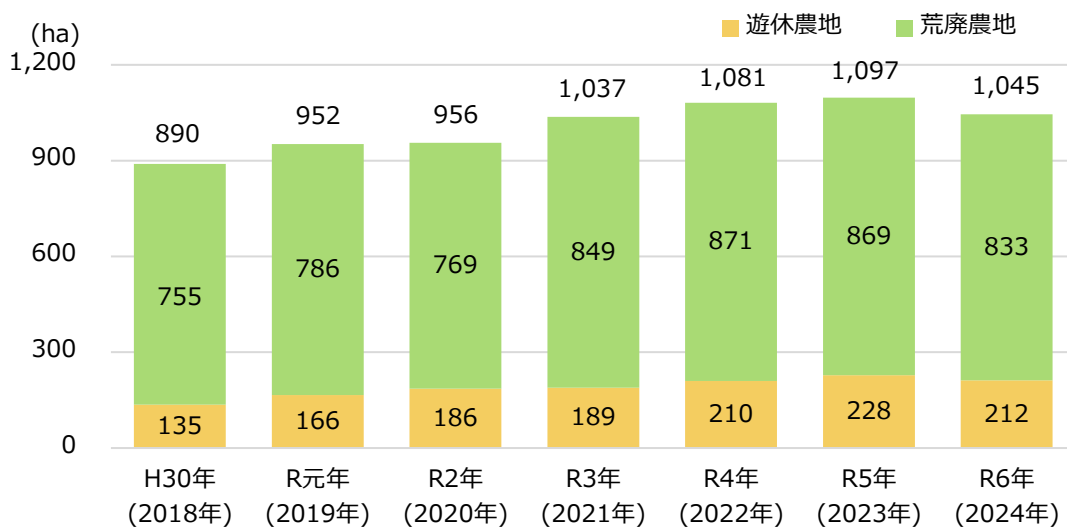
⑤ 耕地面積及び耕作放棄地面積

本市の耕地面積はわずかに減少しています。

一方、遊休農地面積及び荒廃農地面積は、平成 30 年以降、増加傾向にあります。



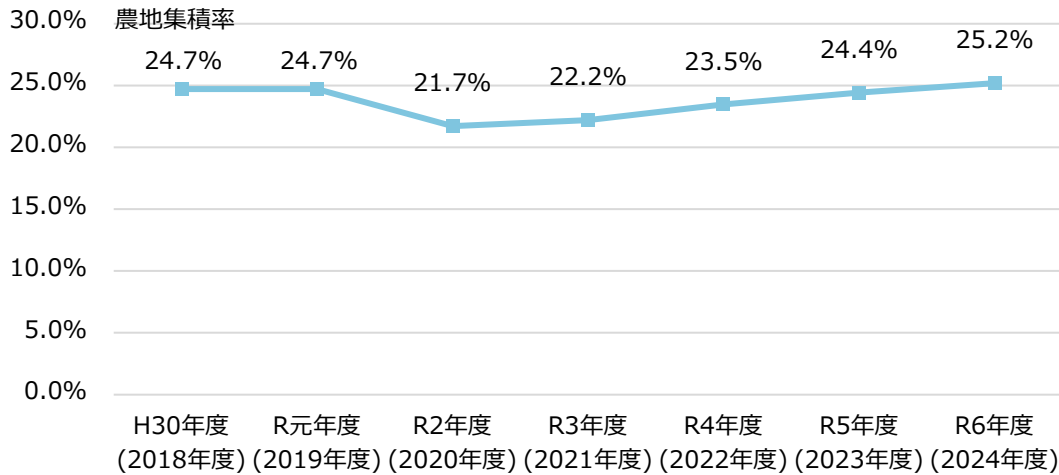
出典：農林水産省 面積調査



出典：鳥取市 利用状況調査

⑥農地集積率

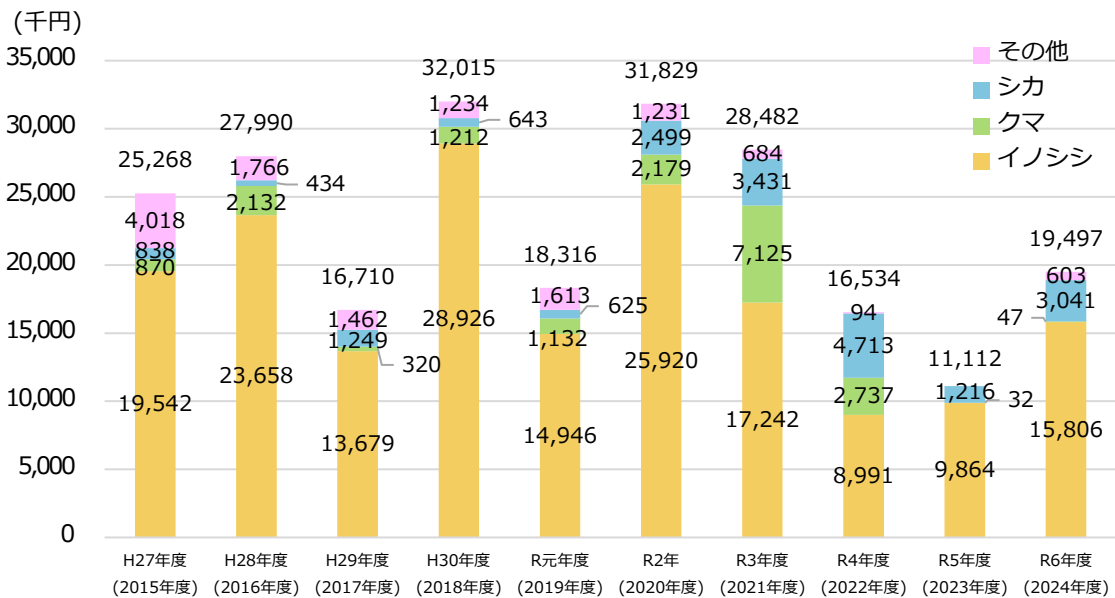
令和2年度以降増加傾向にあり、令和6年度時点では25.2%と、平成30年度以降で最も高くなっています。



出典：鳥取市農業委員会調査

⑦鳥獣被害額

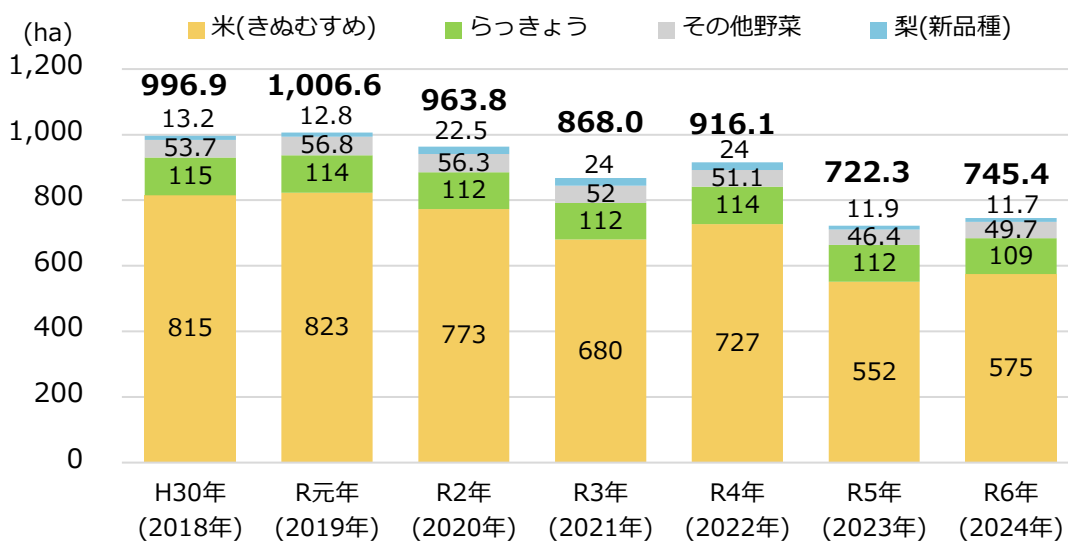
鳥獣被害額は、年度によって変動があるものの、毎年、深刻な規模の損失がみられます。また、令和2年まで被害額の8割以上はイノシシでしたが、近年はクマやシカの被害が増加しており、令和4年度には約半数を占めました。



出典：鳥取市資料

⑧ 作付面積

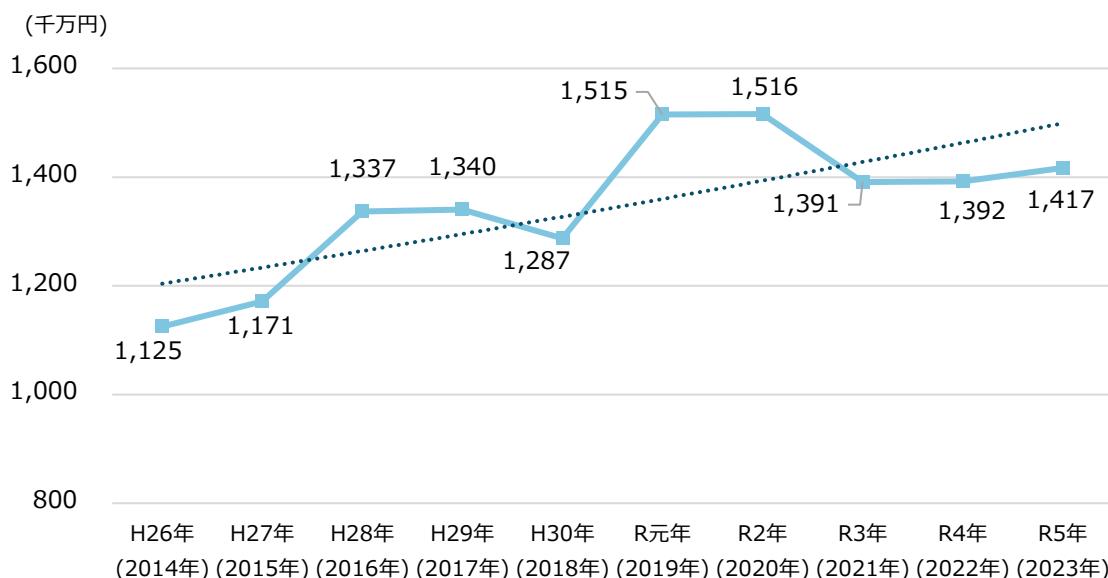
主要農産物の作付面積は減少し、令和6年時点で745.4haとなっています。特に米(きぬむすめ)の生産量は、ピーク時と比較して約3割減少しています。



出典：第2期鳥取市農業振興プラン追跡調査

⑨ 農業産出額

産出額は平成26年以降、全体的に増加傾向にあります。特に、令和元年から2年間は150億円を超えています。



出典：鳥取市 HP 令和6年度版 市政の概要

⑩ 基幹的農業水利施設の老朽化

本市に所在する受益面積 100ha 以上の基幹的農業水利施設のうち、ほとんどの施設はすでに耐用年数を超過しています。

現時点で耐用年数を超過していない施設についても、多くが数年以内に耐用年数を超過する見込みです。

| 施設名 | 種 類 | 規 模 | 造成年度 | 残存耐用年数 |
|-------------|------|----------------------------|-------------------------|---------|
| 大口堰 | 頭首工 | 4.78 m ³ /s | S47～S51 H26～R1 | 2年で一部超過 |
| 幹線水路 | 水路 | 8.192 km | S61 | 2年 |
| 大井手用水頭首工 | 頭首工 | 10.00 m ³ /s | S33～S35 | 超過 |
| 古海揚水堰 | 頭首工 | 1.52 m ³ /s | S48～S50 | 超過 |
| 古海揚水機場 | 用水機場 | 1.52 m ³ /s | S48～S50 | 超過 |
| 古海揚水送水管 | 水路 | 1.000 km | S48～S50 R2～R5 | 1年で一部超過 |
| 揚水機場 | 用水機場 | 0.18 m ³ /s | S28～S34 | 超過 |
| 送水管、支線・幹線水路 | 水路 | 32.845 km | S28～S34 H5 H27～R4 | 一部超過 |
| 揚水機場、加圧揚水機場 | 用水機場 | 0.06～0.1 m ³ /s | S47～S51 | 超過 |
| 幹線・支線水路 | 水路 | 12.285 km | S47～S 51 H24～H 29 | 一部超過 |
| 石山堰 | 頭首工 | 不明 m ³ /s | S48 | 超過 |
| 幹線水路 | 水路 | 3.615 km | S48～S50 | 超過 |

出典：鳥取県 基幹水利施設ストックマネジメント実施方針

※対象施設：受益面積 100ha の農業水利施設

※耐用年数：頭首工 50 年、水路 40 年、用排水機場 20 年で算出

アンケート調査の結果（令和5年度）

※農業委

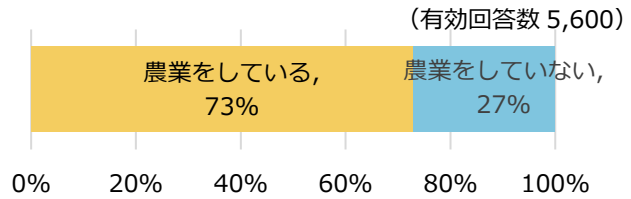
員会調査

本アンケートは、令和5年度の「地域計画」策定にあたり、市内農業者8,630人に対し、将来の地域農業についてご意見を伺うために行ったアンケート調査です。

回答数：5,712件、回収率：66.2%

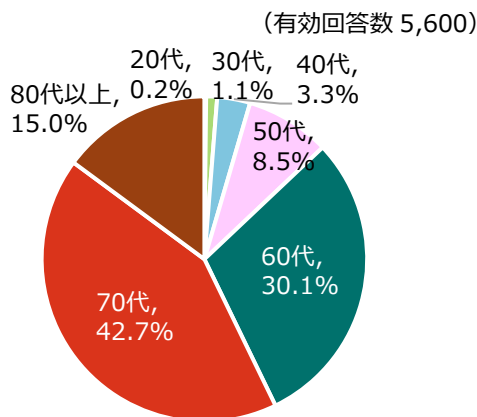
①農業経営の有無

「すでに農業経営をしていない」との回答が、全体の27%を占めています。



②現在の農業経営の中心の方の年代

30代以下は約1%にとどまり、全体の約9割を60歳以上が占めています。



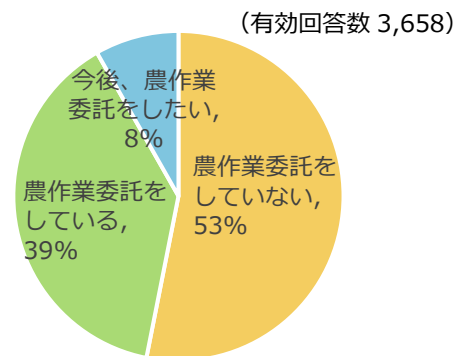
④おおむね10年後の農業経営の予定

これから規模を拡大したいと考えている方は3%にとどまっており、23%が規模を縮小したいと回答しました。また、全体の30%が、10年後には農業経営をやめたいと回答しています。

(有効回答数 3,840)

③農業委託活用の意思

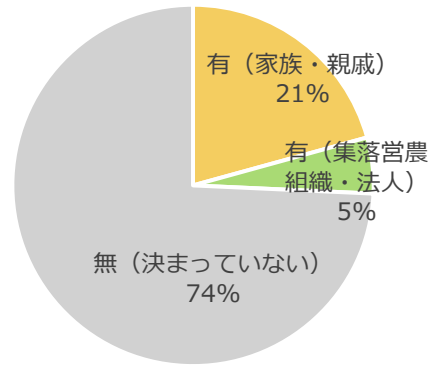
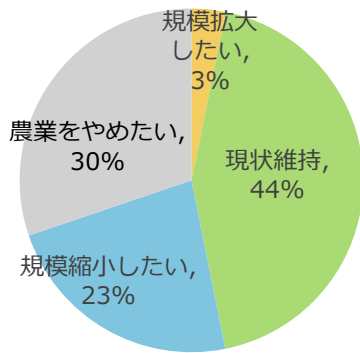
全体の半数以上が、「農作業委託をしていない」と回答しました。すでに委託している方は39%で、今後、農作業委託を希望している方は8%のみとなっています。



⑤おおむね10年後の後継者

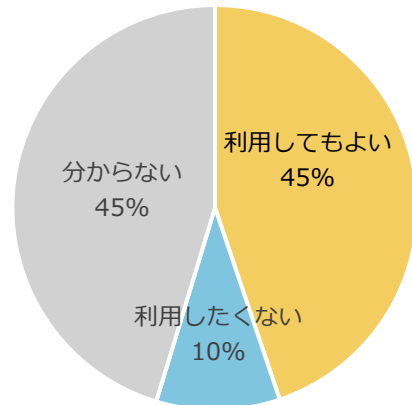
「おおむね10年後の後継者がいない」と回答した農家が全体の74%を占めています。

(有効回答数 3,938)



⑥農地中間管理機構の利用の意思

農地中間管理機構を利用してもよいと回答した人は全体の45%を占めています。



(有効回答数 4,297)

⑦所得向上を目指した際の栽培形態・種類

- 規模拡大、農地集積
- 農作業効率化のための機械化、大型機械の導入
- ネット販売、新たな販売先の開拓（海外輸出）
- 低コスト栽培、省力栽培（不耕起栽培、直播）
- やる気のある若者の育成
- 地域ぐるみの新たな特産品
- 米から野菜への転換（価格低迷、米余り）
- 種子イノベーション（技術改革） など

⑧農地を借入するときの条件

- 圃場は、近場で、20 アールから 30 アール以上が望ましい。大型機械が苦勞なく入ること。
- 果樹の場合、平坦地がよい。
- 水利費は地主負担、水路の管理は地主に協力をお願いしたい。
- 草刈等の作業は、労働力の不足により厳しい。地主をお願いしたい（無償が望ましい）。
- 水利条件がいい、水はけがいいこと（湿田は望まない）、鳥獣害のない所。
- 賃借料は無償が望ましい。有償でも多くは出せない。
- 耕作放棄地の地権者から管理費を徴収し担い手に貸す。それが実現できればもっ

と農地を借入する。

第一章
はじめに

第二章
前計画の評価

第三章
現状と課題

第四章
目標と基本方針

第五章
施策の体系

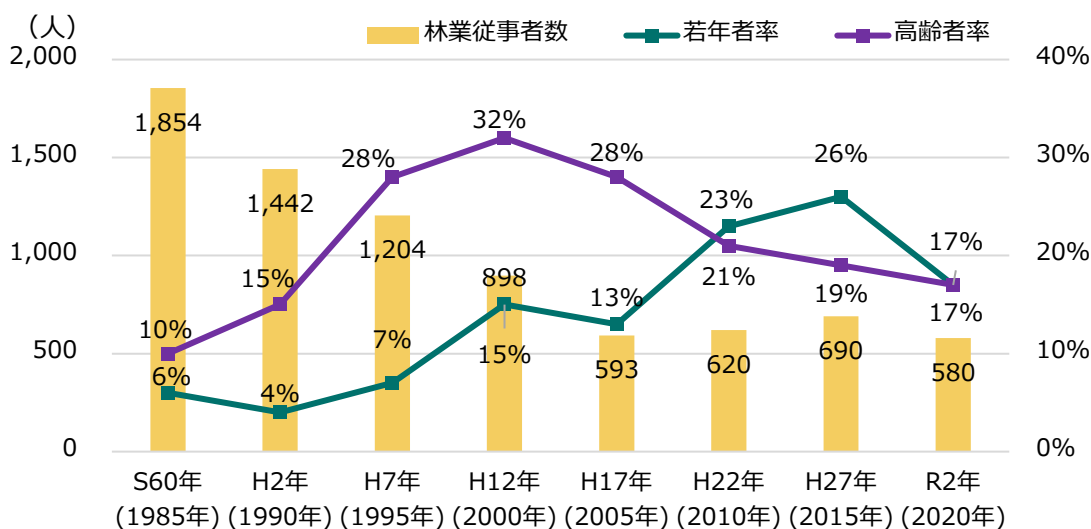
第六章
推進体制・進捗管理

資料編

林業

① 林業従事者数（県内）

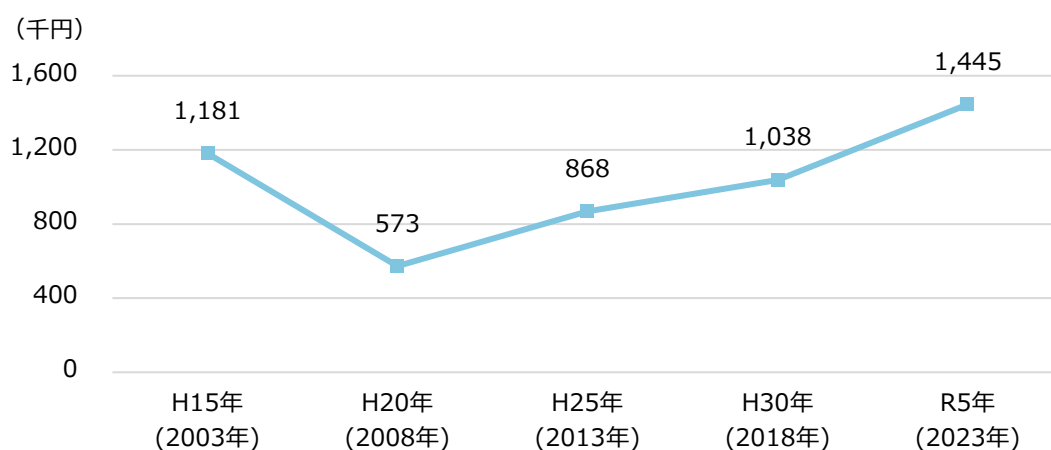
林業従事者数は減少傾向にありましたが、近年は横ばいです。若年者率は上昇傾向、高齢者率は下降傾向にあります。



出典：鳥取県調べ

② 林業所得（県内）

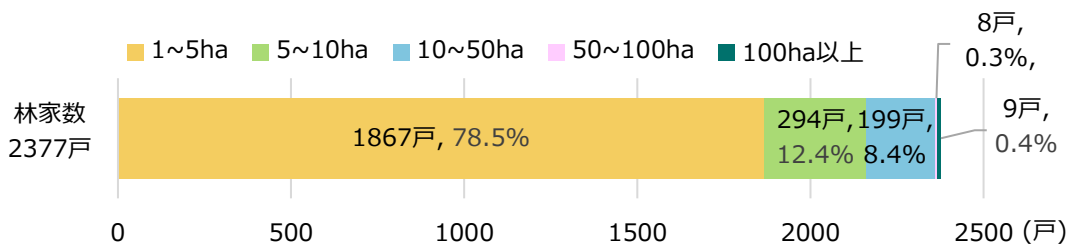
平成 15 年から 5 年間で約半数に減少しましたが、平成 20 年以降は増加傾向にあります。令和 5 年度は、平成 15 年以降で最も高い水準となりました。



出典：農林水産省林業経営統計調査（1 経営体あたり）

③林家数（保有山林面積1ha以上）

本市の森林の保有構造は、保有面積10ha未満が林家数の約9割を占めています。



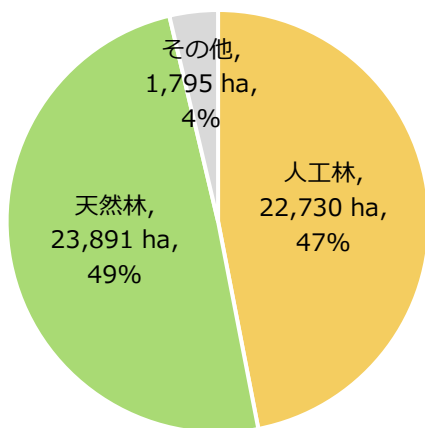
出典：農林業センサス

④森林面積

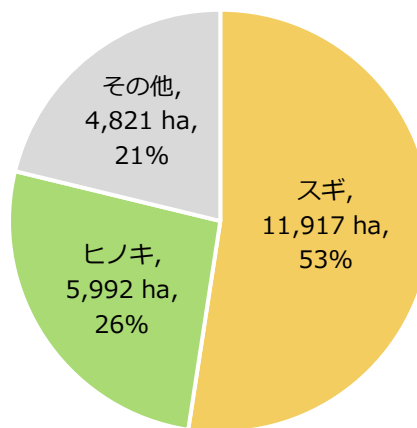
本市の土地面積の約7割を森林が占めています。森林の88%を占める民有林（公有林・私有林）のうち、人工林が47%を占めています。

表 森林面積の内訳

| 総土地面積 | 森林面積 | 森林率 | 民有林 | | | | | 国有林 |
|--------------|--------------|-----------|--------------|--------------|--------------|-------------|-----------|-------------|
| | | | 計 | 人工林 | 天然林 | その他 | 人工林率 | |
| ha 76,531 | ha 54,670 | % 71.4 | ha 48,416 | ha 22,730 | ha 23,891 | ha 1,795 | % 46.9 | ha 6,254 |



森林（民有林）の内訳
（人工林・天然林）

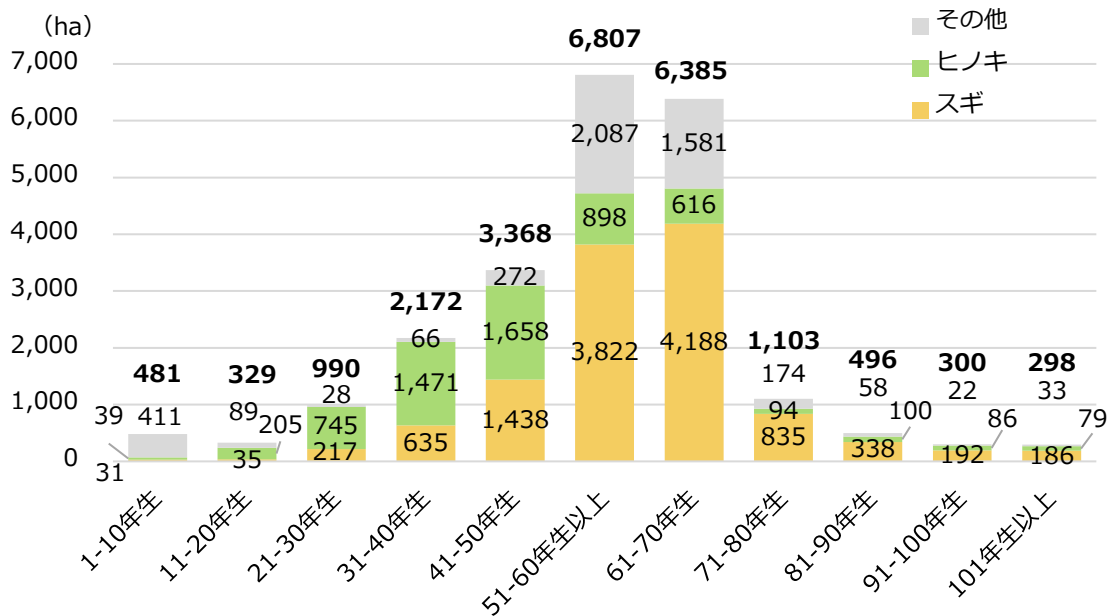


人工林（民有林）の内訳
（樹種別）

出典：鳥取県調べ

⑤人工林（民有林）の齢級別構成

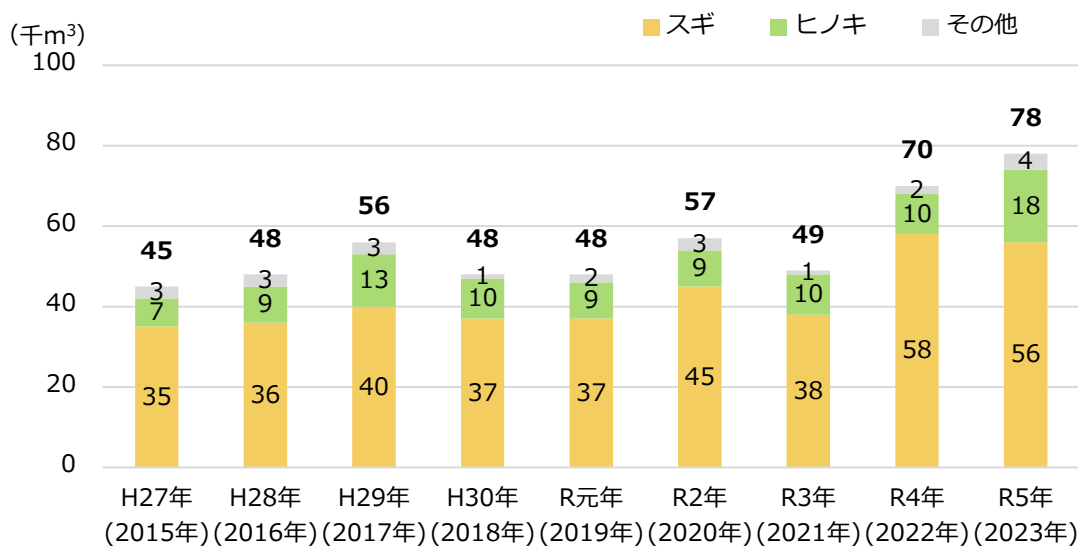
本市の人工林は、50年生を超えるものが約7割を占めており、本格的な利用期を迎えています。



出典：鳥取県林業統計

⑥素材生産量（樹種別）

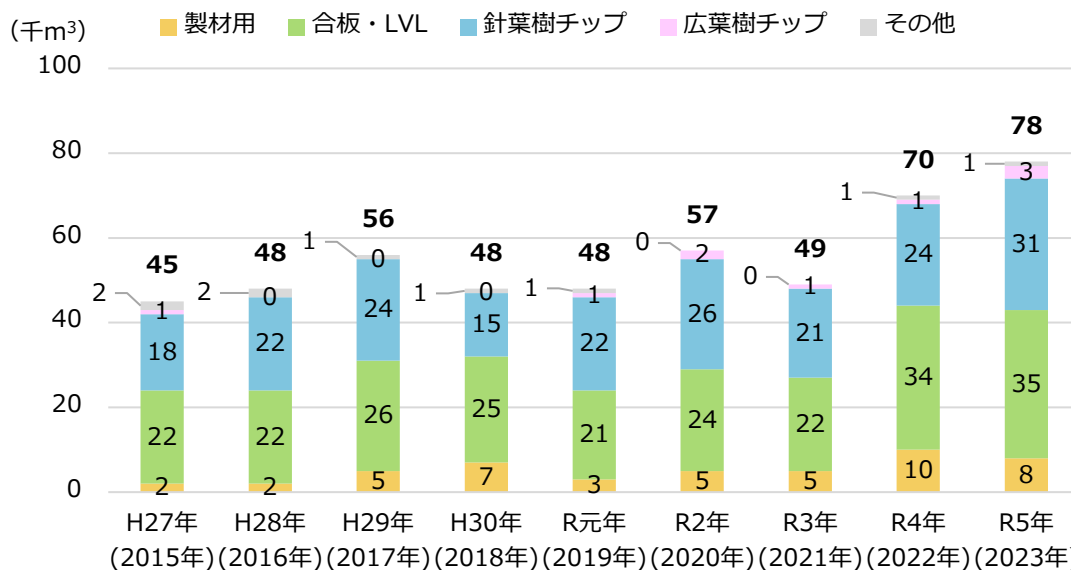
本市の素材生産量は、5万 m³程度の横ばいで推移していましたが、近年は増加傾向にあります。樹種別では、人工林の多くが利用期を迎えているスギが7~8割を占めています。



出典：鳥取県林業統計

⑦素材生産量（用途別）

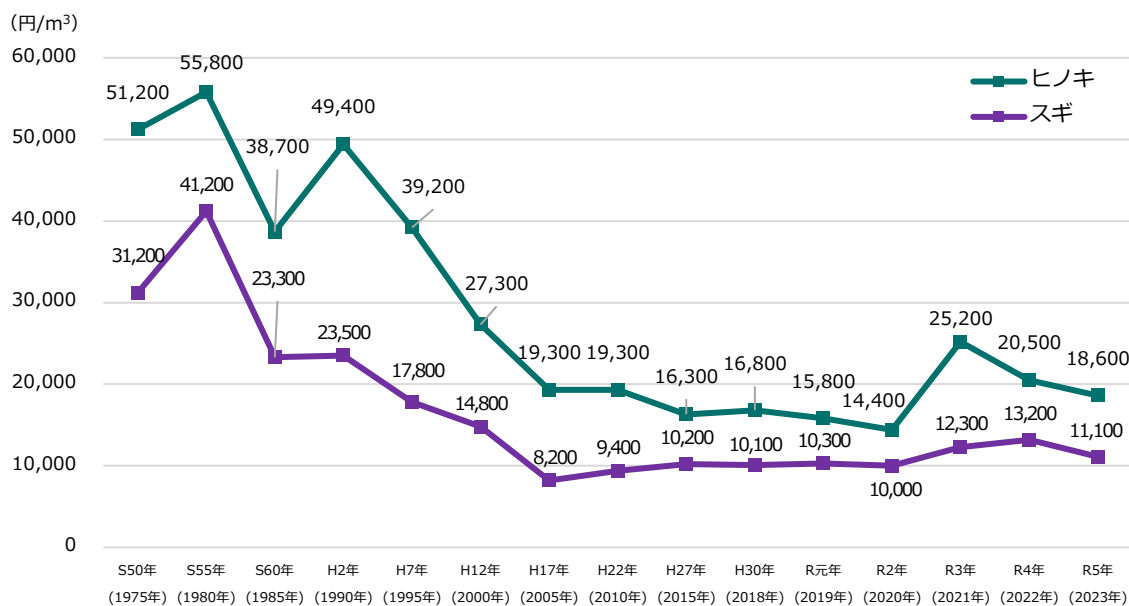
用途別では、合板・LVL用材が4~5割、チップが4割を占めています。また、製材用は、1割程度で推移しています。



出典：鳥取県林業統計

⑧木材価格の推移（県内）

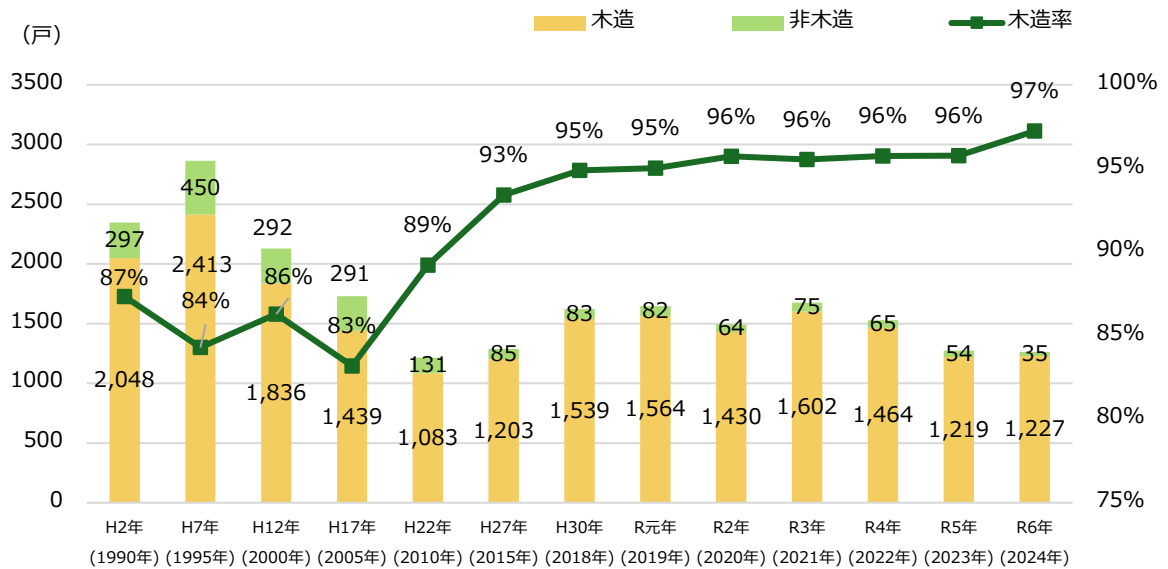
原木価格は下落傾向にありましたが、近年は横ばいです。令和3年のウッドショック時に上昇しましたが、令和5年ではウッドショック前の価格に戻りつつあります。



出典：鳥取県林業統計

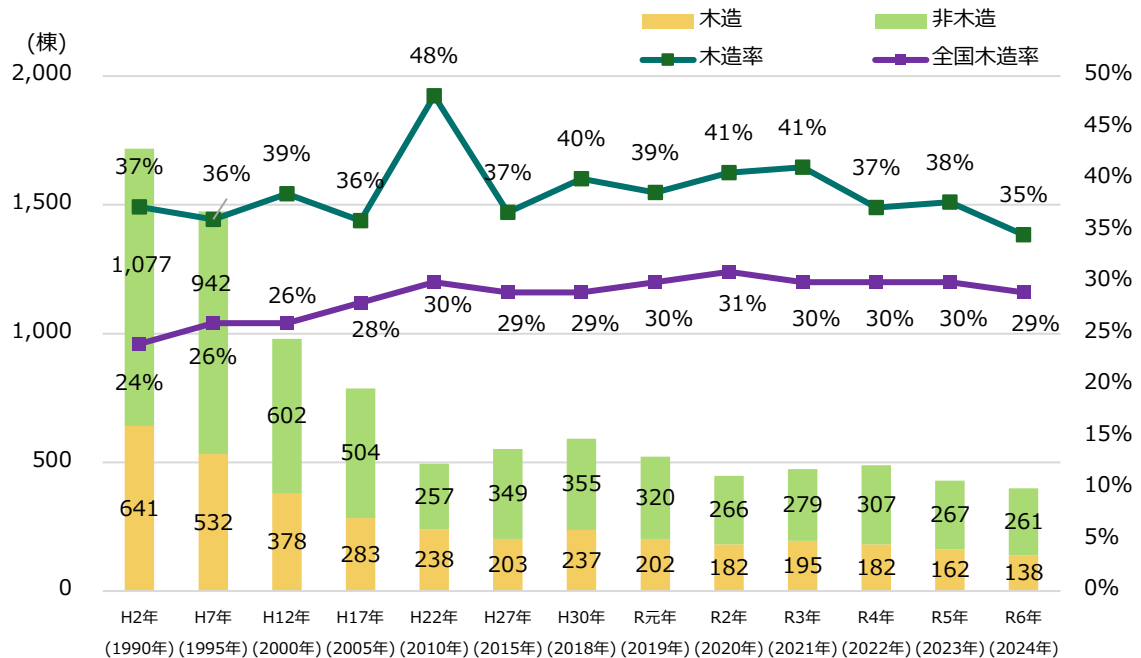
⑨木材の利用状況（県内）

県内の新設住宅はほとんどが木造ですが、着工戸数は減少傾向です。一方、住宅以外の新設建築物を確認すると、近年、着工数は減少傾向にあるものの、木造率は全国平均よりも高い傾向にあります。



新設住宅（戸建て・持家）着工戸数の推移（県内）

新設建築物（非住宅）着工数の推移（県内）

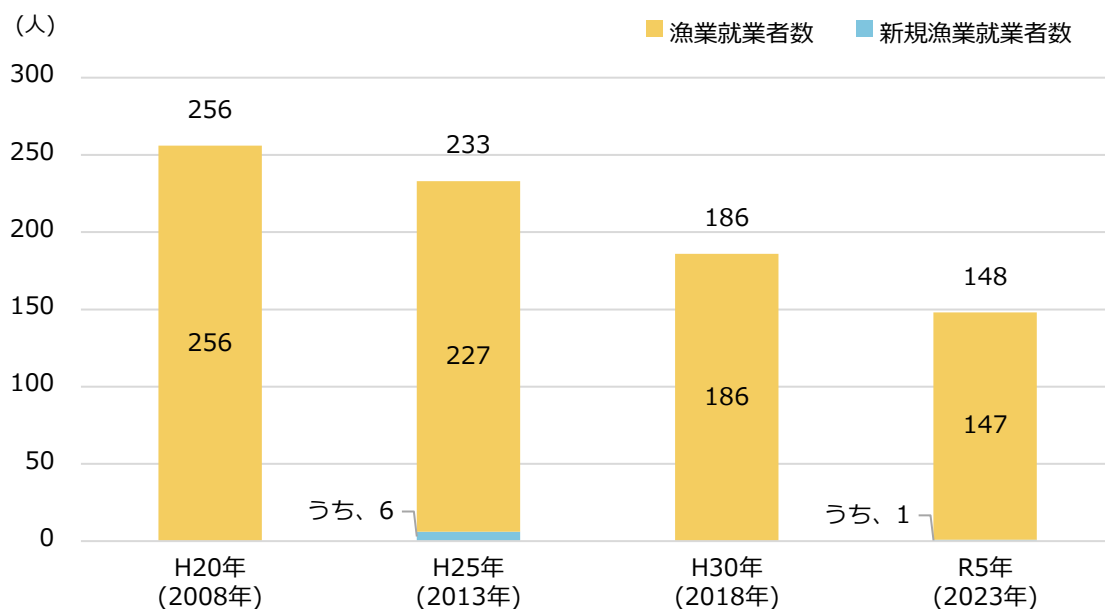


出典：国土交通省 建築着工統計調査

水産業

① 漁業就業者数

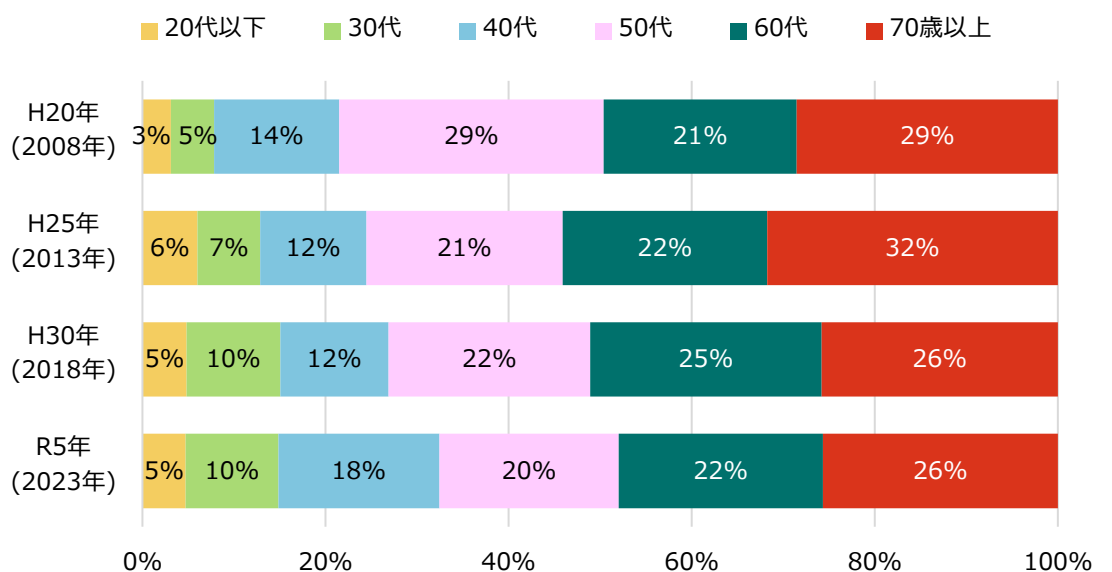
平成 20 年から令和 5 年時点で約 4 割減少しています。また、令和 5 年以降の新規就業者は 1 人のみです。



出典：漁業センサス

② 年齢階層別割合

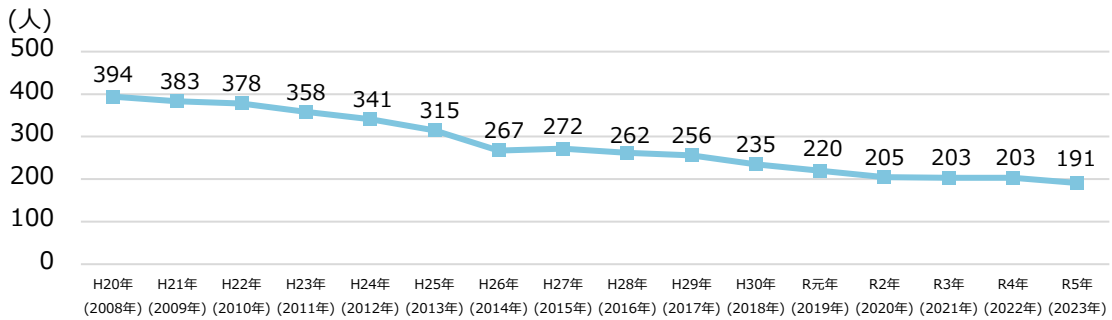
平成 20 年時点で、40 歳未満は全体の 22%でしたが、令和 5 年時点では 33%まで増加しています。（ただし高齢者が引退等による減少が要因の一つ）



出典：漁業センサス

③組合員数（沿岸漁業）

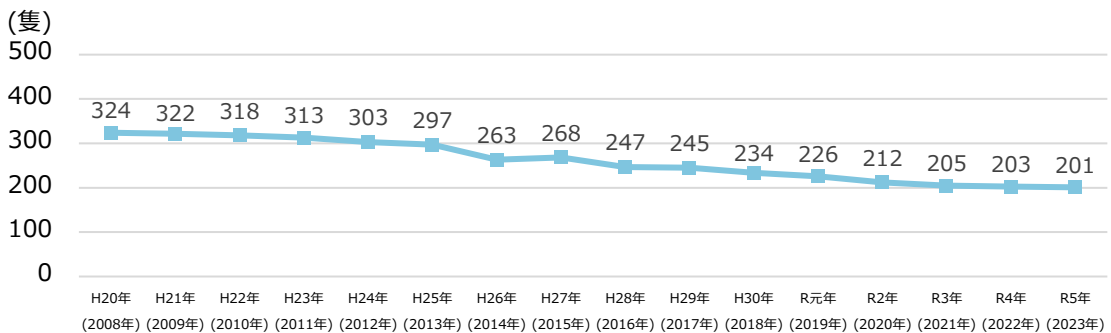
平成 20 年と令和 5 年の組合員数を比べると、半数以下まで減少しています。



出典：鳥取県の漁業、漁協業務報告書

④隻数（沿岸漁業）

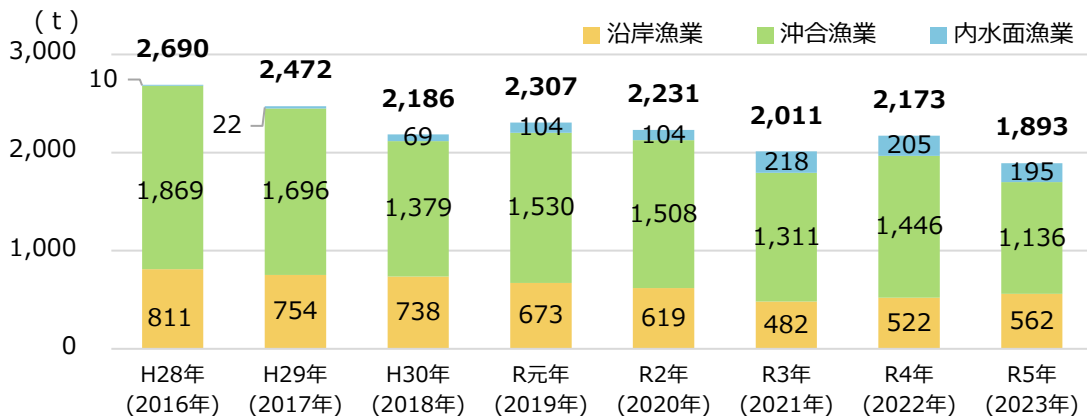
平成 20 年から令和 5 年の 15 年間で、沿岸漁業の隻数は約 4 割減少しています。



出典：鳥取県の漁業、漁協業務報告書

⑤漁獲量

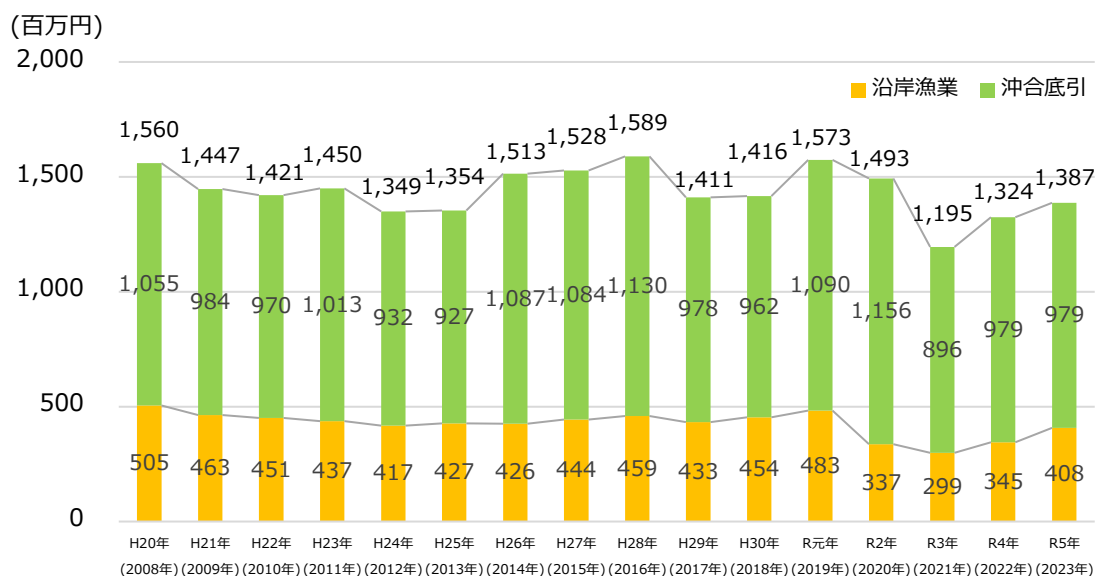
平成 28 年から令和 5 年までの間に、漁獲量は約 3 割減少しています。その内訳をみると、沿岸漁業は約 3 割、沖合漁業は約 4 割減少しています。



出典：鳥取市 HP 令和 6 年度版 市政の概要

⑥ 漁獲高

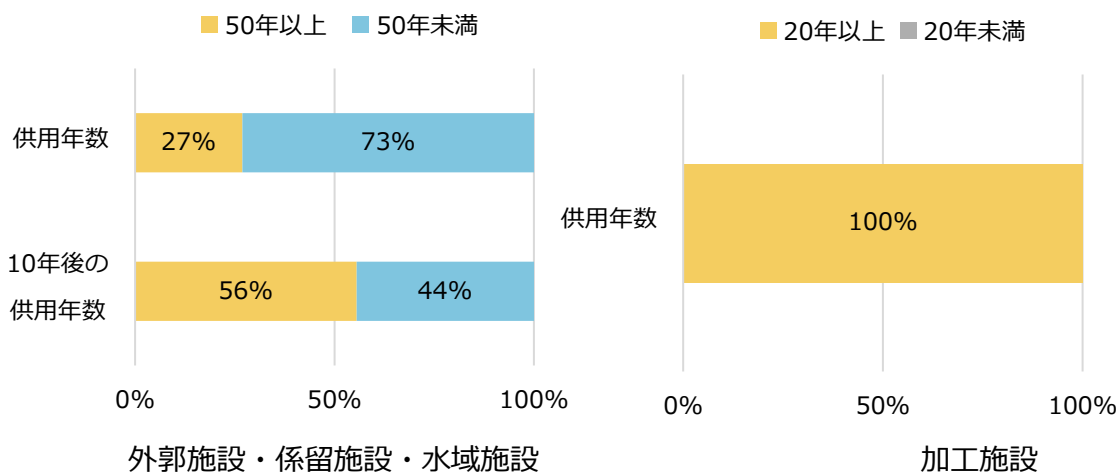
漁獲高は、天候などの影響を受けやすいため、変動が大きくなっています。令和5年度時点では1,387百万円となっています。



出典：鳥取県の漁業、漁協業務報告書

⑦ 漁港施設の老朽化

令和6年度末時点では、供用年数が50年を超える漁港施設の割合は約30%ですが、その10年後には約60%まで上昇します。



出典：漁港施設台帳より作成

※対象漁港：岩戸漁港、青谷漁港、長和瀬漁港、船磯漁港、夏泊漁港、酒津漁港

※外郭施設・係留施設・水域施設：一般的な土木構造物の耐用年数（50年）で算出

※加工施設（冷蔵・冷凍施設対象）：冷蔵・冷凍施設の耐用年数20年で算出

現状と課題の整理

農業

I. 担い手の不足

- 本市の総農家数は、平成 17 年から令和 2 年までに約 3 分の 2 まで減少し、認定新規就業者の数も年々減少しています。
- あわせて、市内農業者の年齢構成は、令和 5 年のアンケート調査から 60 歳以上の者が 9 割を超えており、高齢化が顕著であることから、将来的な担い手不足が懸念されます。

II. 荒廃地面積の増加

- 本市の耕地面積は、平成 30 年から令和 6 年にかけて、ほぼ横ばいとなっています。
- 一方で、遊休農地面積や荒廃農地面積は、令和 6 年時点で 1,045ha と、同期間に 17%増加しています。
- その対策として農地の集積・集約化が進められているものの、現在利用されていない耕地面積は、増加傾向にあります。

III. 鳥獣被害の増加

- 本市の鳥獣被害額は、平成 29 年度から令和 3 年度にかけて 2 倍に増加しています。中でも、ツキノワグマやニホンジカの被害が著しく増加しています。
- また、イノシシによる被害額は毎年、全体の半数以上を占めています。

IV. 農業水利施設の老朽化

- 本市に所在する受益面積 100ha 以上の基幹的農業水利施設のうち、ほとんどの施設は、すでに耐用年数を超過しています。
- 現時点で耐用年数を超過していない施設についても、多くが数年以内に耐用年数を超過する見込みであり、老朽化が進行しています。

V. 飼料価格の高止まり

- 需要増加による国際的な穀物価格の上昇や円安の影響で配合飼料価格が高止まりしており、安定した畜産のためには自給飼料の拡大が必要となっています。

VI. 畜産環境問題

- 畜産において発生する悪臭や糞尿、温室効果ガスについて、環境に配慮した適切な処理・管理が必要となっています。

林業

I. 森林・林業への期待の高まり

- SDGs、2050年カーボンニュートラル、森林が約7割を占める国土強靱化、国民の約4割が有病している花粉症発生源対策、ウッドショックを契機とした国産材の安定供給など環境面・経済面において、森林・林業への期待が高まっています。

II. 担い手の不足

- 林野面積の約7割は私有林ですが、本市の林家及び林業経営数は平成17年以降、減少し続けています。
- 林業従事者の確保・育成には、労働安全の確保と就労環境の改善が必要です。
- 今後も担い手減少が進む場合、森林荒廃が進行すると考えられます。

III. 木材の需要低下と本格的な利用期を迎えた人工林資源

- 人口減少が進み、住宅需要及び木材需要の減少が見込まれています。
- 一方で、現在、戦後の高度経済成長期（昭和30～昭和40年代）に造成されたスギを中心とした人工林の6割以上が50年生を超え、本格的な利用期を迎えています。

IV. 所有者不明森林の増加

- 林野面積の約7割は私有林ですが、所有者が死亡して相続登記されないまま、長期間放置されたり、相続を繰り返して持ち主が分散・不明になったりするケースが増加しています。

V. 地域産材の有効活用

- 鳥取県では、公共施設の木造・木質化及び公共事業での県産材の利用を推進しています。令和5年度には、県内公共事業において土木工事で約300m³、建築工事で約500m³の県産材が使用されています。また、公共施設だけでなく、民間施設（住宅・非住宅）においても木造・木質化を支援し、県産材の利用促進に取り組んでいます。令和5年度の県内木材供給量のうち、約4割が県産材となっています。
- さらに、木質バイオマス発電の整備・利用を進めており、木質バイオマス発電の原料として、これまで未利用となっていた林地残材等の活用が期待されています。

水産業

I. 担い手の不足

- 本市の漁業就業者数は、平成 20 年以降、減少傾向が続いています。さらに、新規漁業就業者数も平成 30 年以降は、1 名にとどまっています。
- 漁業就業者の年齢階層別構成を見ると、令和 5 年時点で 40 歳未満が 33%と全体の 3 分の 1 を占めるまで増加しています。
- しかし、近年の漁業就業者全体の著しい減少や新規就業者の少なさを考慮すると、60 歳以上の就業者の引退により、この年齢層の割合が増加していると考えられます。

II. 地球温暖化などによる魚種の変化、不安定な漁獲高

- 地球温暖化などによる大雨や猛暑、干ばつ、台風の増加などの影響により、本市の漁獲高は、平成 20 年以降、最小値が 1,195 百万円、最大値が 1,589 百万円と、年ごとの変動が大きくなっています。

III. 冬季波浪による土砂問題

- 鳥取県沿岸は、冬季風浪や台風、地震等の厳しい条件にさらされており、漁港・港湾の埋没、河口閉塞、海岸侵食などの土砂問題が顕著化しています。

IV. 漁港施設の老朽化

- 鳥取市内に所在する 6 か所の漁港（岩戸漁港、青谷漁港、長和瀬漁港、船磯漁港、夏泊漁港、酒津漁港）のうち、令和 6 年度時点で、供用年数が 50 年を超える漁港施設の割合は約 30%となっています。10 年後には、約 60%まで上昇する見込みです。

| | | | | | | |
|-------------|---------------|--------------|----------------|--------------|------------------|-----|
| 第一章 はじめに | 第二章 前計画の評価 | 第三章 現状と課題 | 第四章 目標と基本方針 | 第五章 施策の体系 | 第六章 推進体制・進捗管理 | 資料編 |
|-------------|---------------|--------------|----------------|--------------|------------------|-----|

第4章 目標と基本方針

プラン策定の視点

本プランは、「人づくり」「モノづくり」「地域づくり」のテーマを掲げ、以下の3つの視点を踏まえて策定します。

視点①：農山漁村の高齢化・人口減少に対応した新たな農林水産業の展開

「人づくり」「モノづくり」

農山漁村において人口減少や高齢化が進行する中、農林水産業を持続的に維持・振興していくために、多様な人材や企業の参入を促進し、新たな担い手の確保・育成を進めます。また、スマート農林水産業等の導入による効率化・省力化にも積極的に取り組みます。さらに、農林水産業が魅力ある産業として選ばれるよう、高付加価値化を推進していきます。

視点②：多様な人材を巻き込んだ農山漁村の活性化

「地域づくり」

本市の農山漁村地域は人口減少や高齢化、産業衰退といった課題に直面しています。このような中で、食料安全保障を確保するには、農林水産業の維持や農山漁村のコミュニティの維持が不可欠です。これらの課題の解決を図るために、農林水産業従事者や地域住民だけでなく、教育機関や民間企業など外部の業種・人材と連携・協力していきます。

視点③：分野横断的な連携による課題解決

「人づくり」「モノづくり」「地域づくり」

本プランは、激変する社会情勢により農林水産業が直面する課題に対し、農林水産業従事者が分野横断的な連携のもと解決策を導き出すことで、農林水産業や農山漁村に新たな価値を創造し、次世代へと確実に継承していくことを目指します。

プランの目標

今後10年程度を見据え、本市の農林水産業における目標を以下のとおり設定します。

「人づくり」「モノづくり」「地域づくり」により

「魅力的で稼げる農林水産業」を創出し、

豊かで暮らしやすい農山漁村を次世代へと繋ぎます。

基本方針

農林水産業及び農山漁村の振興施策を進めていくための基本的な方向性を示すため以下の5つの基本方針を設定します。

【基本方針1】農林水産業を担う多様な人材の確保・育成

農村漁村において人口減少や高齢化が進行する中、農林水産業を持続的に維持・振興していくために、多様な人材や企業参入を促進し、新たな担い手の確保・育成に努めます。

- 「新たな担い手」の確保・育成
- 企業参入や特定技能外国人など多様な人材の受け入れ体制の構築
- 移住及び就業支援制度の拡充・PR強化
- スマート農林水産業人材の育成

【基本方針2】経営基盤の安定・強化と次世代型農林水産業の具現化

担い手が限られる中で、生産を最大化させていくために、スマート農林水産業等の導入による効率化・省力化に取り組みます。

また、本市の農林水産業が抱える課題を分野横断的な連携により解決し、魅力的で稼げる農林水産業を創出し、自然と共生する持続可能な農山漁村を実現します。

さらに、近年の環境負荷軽減のニーズの高まりを受け、再生可能エネルギーの活用による持続的な農林水産業を構築します。

- 農地及び森林の集約化の促進
- 生産基盤の整備・保全管理
- スマート技術の導入による生産性・安全性の向上
- 農林水産物のブランド化と安定供給
- 農業・林業・水産業界間の連携による課題解決及び新たな価値創造
- 再生可能エネルギーの活用等による環境負荷の軽減と持続可能な農林水産業の構築
- 災害や気候変動への対応

【基本方針3】6次産業化と農商工連携の促進

本市の農林水産業を「稼げる産業」へ転換するため、6次産業化と農商工連携を積極的に促進し、高付加価値化を図ります。生産者自らが加工や販売に関わることで収益性を高めるだけでなく、農商工の連携による新商品開発や地元製品のブランド価値向上を目指します。地域資源を生かした取り組みにより、地域活性化や雇用創出に繋がる持続可能な産業構築を促進します。

- 6次産業化や産学官連携による独自性の高い商品の開発・ブランド化
- 規格外品や低未利用品を有効利用した商品開発や販売

【基本方針4】販路の拡大と地産地消の推進

魅力ある鳥取産の農林水産物の情報発信を行うことで、地産地消を進めるとともに、県外や海外における販路を拡大し、消費拡大に繋がります。加えて、食料安全保障の強化のため、安定供給体制の構築も努めます。

- 国内外への新たな販路開拓による価値向上
- 食料の安定供給・流通体制の構築
- 地産地消・都消の推進
- 地産地消教育、木の育の推進

【基本方針5】農山漁村の維持・活性化と多面的機能の増進

わが国の農山漁村は安心・安全な食料を供給するだけでなく、豊かな自然環境、美しい景観、きれいな空気と水を生み出すなど、多面的な機能を発揮しています。

しかしながら、人口減少や高齢化の進行により、耕作放棄地の増加、森林の荒廃が進行するとともに地域コミュニティの希薄化が顕著となっています。

こうした状況を踏まえ、地域資源を活用した観光産業との融合により、関係人口・交流人口の増加と地域経済の活性化に取り組みます。

- 農地やため池、森林、漁港の保全・管理
- 農都連携による関係人口・交流人口の増加と地域経済の活性化
- 農山漁村における企業の活動や資金拠出・人材派遣の促進

| |
|------------------|
| 第一章 はじめに |
| 第二章 前計画の評価 |
| 第三章 現状と課題 |
| 第四章 目標と基本方針 |
| 第五章 施策の体系 |
| 第六章 推進体制・進捗管理 |
| 資料編 |

第5章 施策の体系

実施すべき施策

本プランの目標である、魅力的で稼げる農林水産業の創出と豊かで暮らしやすい農山漁村の次世代への継承が実現できるよう次の取組みを実施します。

【基本方針1】農林水産業を担う多様な人材の確保・育成

(現状と課題)

高齢化や後継者不足による担い手減少が深刻な課題となっています。若者や新規就農者の定着が思うように進まず、農地の荒廃や生産力の低下が懸念されています。

また、企業や外国人労働者の参入はまだ限定的であり、多様な人材の受け入れ体制も十分に整っていません。加えて、スマート農業など先端技術を活用できる人材の育成も十分ではなく、担い手の確保・育成と労働力の多様化が重要な課題となっています。

(目指す方向性)

今後の農林水産業においては、持続的な発展を図るために「新たな担い手」の確保・育成が急務です。そのためには、地域外からの企業参入や、特定技能外国人など、多様な人材が参画しやすい受け入れ体制の構築が不可欠です。

さらに、地域への移住や就業を促進する支援制度の充実や、魅力的なPRを通じて国内外から優秀な人材を呼び込む必要があります。加えて、AIやIoTなど最先端技術を活用できるスマート農林水産業人材の育成にも力を入れることで、従来型の労働力確保だけでなく、生産性の向上や新しい価値創出も目指します。

これらの取組みを通じて、多様な人材が活躍できる持続可能な農林水産業の実現を目指します。

(SDGs との関係)



第一章
はじめに

第二章
前計画の評価

第三章
現状と課題

第四章
目標と基本方針

第五章
施策の体系

第六章
推進体制・進捗管理

資料編

(目標指標)

| 指標 | 指標の説明 | 従前値 (令和6年) | 目標値 (令和12年) |
|------------------------------|---------------------------|---------------|----------------|
| 新規農林水産業就業者数 (12次総) | 農林水産業に 新規就業した者の数 | 6人 | 50人 |
| 受け入れ外国人人材数 | 農林水産業における 受け入れ外国人人材数 | 3人 (令和7年度) | 20人 |
| 就業相談受付件数 | 就業に関して相談を受けた数 | 19件 | 34件 |
| ホームページ コンテンツ数 (新規就農関係) | 新規就農に関する ホームページのコンテンツ数 | 12件 | 36件 |
| 家族経営協定締結農家数 | 家族経営協定締結した 認定農業者の戸数 | 29戸 | 35戸 |
| ドローン等技術者育成数 (12次総) | ドローン等技術者育成数 | 8人 | 18人 |

施策1-1 「新たな担い手」の確保・育成

農林水産業の持続的な発展を図るために「新たな担い手」の確保・育成を行います。
具体的には、地域外からの企業参入や、特定技能外国人など、多様な人材が参画しやすい受け入れ体制の構築を行います。

●取組1-1-1 新規就業（就労）への支援

- ・就業前から就業後の研修体制などに対する支援を行います。（12次総）
- ・研修体制の充実や経営相談窓口の設置、就農初期の設備投資支援や生活安定のための財政支援を行い、若者やUIJターン者の参入を促進します。（12次総）
- ・セカンドキャリアでの就業を目指す方々に向けて、情報提供などの支援を行います。
- ・高校生・大学生の就労先として農林水産業を検討・選択できるよう説明会や体験会などを実施します。



ふるさと就農舎での研修



就農相談会（大阪会場）

| |
|------------------|
| 第一章 はじめに |
| 第二章 前計画の評価 |
| 第三章 現状と課題 |
| 第四章 目標と基本方針 |
| 第五章 施策の体系 |
| 第六章 推進体制・進捗管理 |
| 資料編 |

●取組 1-1-2 集落営農組織の育成

- ・ 集落営農組織の新設、広域化、法人化などの取り組みを支援し、担い手が不足する地域における農業の維持・発展を図ります。

●取組 1-1-3 若者・女性の働きやすい環境づくり

- ・ 農林水産業において若者や女性がさらに活躍できる環境づくりのため、労力を軽減させるスマート機器などの導入支援や、子育て世帯へのフォロー体制などの充実を図ります。

●取組 1-1-4 小規模農業者や兼業農家、半農半Xの支援

- ・ 小規模や兼業農家などで市場や直売所へ出荷する者の営農継続の支援を行います。
- ・ 副業としての農業参入を支援し兼業農家を増加させることにより、半農半Xの取り組みを促進します。

施策 1-2 企業参入や特定技能外国人など多様な人材の受け入れ体制の構築

農林水産業の持続的な発展のため、企業の新規参入や特定技能外国人などの多様な人材の受け入れ体制の構築を進めていきます。これにより、従来の家族経営や個人経営に加え、企業による効率的な経営や技術導入が期待でき、生産現場の活性化に繋がります。

●取組 1-2-1 企業参入の促進

- ・ 企業の農業参入を促進し、企業内研修や人材交流プログラムを通じて多様な人材の育成を図ります。
- ・ 規模拡大を目指す市内外の農業法人と地域とのマッチングを推進します。

●取組 1-2-2 特定技能外国人などの受け入れ体制の構築

- ・ 農業、水産分野における特定技能外国人の受け入れ体制を構築するため、農協や漁協などと受け入れ機関としての連携を強化します。

施策 1-3 移住及び就業支援制度の拡充・PR 強化

農山漁村地域への移住促進や農林水産業への就業を希望する人々を支援するため、移住者及び新規就業者向けの制度を拡充するとともに、その魅力や具体的な支援内容を広く周知するための PR 活動を強化します。

●取組 1-3-1 就業者と農地所有者のマッチングシステムの構築

- ・ 就業者と農地を貸したい所有者をマッチングさせるシステム（アプリ）の構築・導入を図ります。

●取組 1-3-2 SNS や動画を活用した情報発信の強化

- ・ 移住者の体験談や地域の魅力、就業支援制度について動画や SNS で発信し、若年層を中心に PR を強化します。

●取組 1-3-3 移住・就業支援制度の情報発信の強化

- ・ 鳥取に移住し農林水産業への就業を検討している方々に対して、経済的支援や就業機会の創出、生活環境の整備に関する支援制度についての情報発信を強化します。

施策 1-4 スマート農林水産業人材の育成

農林水産業の現場における生産性向上や効率化を目的に、ICT や AI、IoT などの先端技術を活用したスマート農林水産業を担う人材の育成を推進します。これにより、従来の農林水産業にイノベーションをもたらし、持続可能な産業基盤を構築することを目指します。

●取組 1-4-1 研修プログラムの実施

- ・ 鳥取県や民間企業と連携し、既存の農林漁業者や新規就業者に対し、スマート技術の基礎知識から実践的な活用方法に関する研修プログラムの開発・提供を推進します。

●取組 1-4-2 専門人材の育成

- ・ AI、ICT、レーザー航測などのスマート技術を活用した農林水産業のデジタル化による省力化や経営安定化を推進します。（12次総）
- ・ データサイエンティスト、システムエンジニア、ロボットオペレーターなど、スマート農林水産業を支える専門技術者の育成を教育機関や研究機関と連携して推進します。

| |
|------------------|
| 第一章 はじめに |
| 第二章 前計画の評価 |
| 第三章 現状と課題 |
| 第四章 目標と基本方針 |
| 第五章 施策の体系 |
| 第六章 推進体制・進捗管理 |
| 資料編 |

事例) とっとり梨園スマート農業実証事業

鳥取県内における梨生産は、高齢化による担い手の減少及び栽培面積の減少が急速に進んでいます。

一方、傾斜立地や永年性作物の特殊性からスマート化が遅れています。梨生産を持続可能なものとするため、スマート技術の開発・導入に向けた実証実験に取り組んでいます。

具体的には、各生育ステージにおけるリアルタイムでの圃場の気象・土壤環境をモニタリング、土壤改善・病虫害発生予測への先端技術の活用、熟練者の栽培ノウハウの見える化を通じた技術伝承、そしてデジタル経営指標データに基づいた経営計画分析（経営シミュレーション）等により、梨栽培のスマート化技術体系の確立を目指しています。



スマートグラスを使った
ナシ栽培技術の記録・継承

【基本方針2】経営基盤の安定・強化と次世代型農林水産業の具現化

（現状と課題）

本市の農林水産業は、担い手不足や高齢化が深刻化し、生産性・収益性の維持・向上が求められています。さらに、農地や森林の集約化が十分に進まず、生産基盤の老朽化や耕作放棄地や荒廃森林の増加も顕著です。これらの複合的な要因によりスマート農林水産業等の技術導入による効率化・省力化が遅れています。結果として、特産品等のブランド化や安定供給に課題が生じ、市場競争力の強化が困難な状況です。

さらに、環境負荷軽減の社会的ニーズや、頻発する災害・気候変動への対応も喫緊の課題ですが、再生可能エネルギーの活用など持続可能な産業構造への転換が十分に図られていません。これらの複雑な問題に対し、農業・林業・水産業といった各分野間の横断的な連携が不足しており、包括的な課題解決が進まない状況です。

（目指す方向性）

これらの現状を打開するため、本市は、担い手が限られる中でも生産を最大化するべく、スマート技術導入による効率化・省力化を強かに推進します。また、農地及び森林の集約化を促進し、生産基盤の整備・保全管理を徹底することで、災害や気候変動に強い安定した生産体制を構築します。同時に、農業・林業・水産業間の分野横断的な連携を強化し、新たな価値創造と農林水産物のブランド化・安定供給を実現することで、魅力的で稼げる産業への転換を目指します。加えて、再生可能エネルギーの活用等を通じて環境負荷を軽減し、自然と共生する持続可能な農山漁村の実現を目指します。

（SDGs との関係）



(目標指標)

| 指標 | 指標の説明 | 従前値 (令和 6 年) | 目標値 (令和 12 年) | |
|------------------------------------|---|--------------------|---------------------|------------|
| 担い手への農地集積率 (12 次総) | 担い手への農地集積率 | 29% | 40% | |
| 農地保全に取り組む面積 (12 次総) | 中山間地域等の農地保全のための 取り組み面積 | 3,190ha | 3,190ha | |
| 担い手への森林集積率 | 担い手への森林集積率 | 43% | 53% | |
| 高性能林業機械による 素材生産性の向上率 (12 次総) | 高性能林業機械導入による素材生 産性向上率 | 100% | 140% | |
| 森林管理制度による 境界明確化の実施件数 (12 次総) | 森林管理制度による 境界明確化の実施件数 | 4 件 | 10 件 | |
| スマート農林水産業 支援件数 (累計) | 先進技術の導入・実証などの 取り組みへの支援件数 | 21 件 | 39 件 | |
| 農業総産出額 (12 次総) | 農林水産省が生産農業所得により 推計した当該年の市町村別 農業産出額の本市の値 | 142 億円 (令和 5 年) | 152 億円 (令和 11 年) | |
| 市内の漁獲量 (12 次総) | 市内の漁獲量 | 1,589 トン | 1,589 トン | |
| 魚種別 (支援魚種) 水揚金額 (12 次総) | キジハタやアワビなどの高級魚種 等の稚魚放流支援に係る水揚金額 | 168,948 千円 | 168,948 千円 | |
| 生産規模 | 星空舞 | 市内の生産面積 | 540ha | 648ha |
| | きぬむすめ | 〃 | 575ha | 690ha |
| | 二十世紀梨 | 〃 | 32ha | 38ha |
| | 梨 (新甘泉など新品種) | 〃 | 12ha | 14ha |
| | 輝太郎 | 〃 | 4ha | 5ha |
| | ぶどう | 〃 | 6ha | 6.3ha |
| | らっきょう | 〃 | 109ha | 130ha |
| | アスパラガス | 〃 | 5ha | 6ha |
| | ショウガ | 〃 | 6.1ha | 7.3ha |
| | 肉牛 | 市内の生産頭数 | 2,233 頭 | 2,679 頭 |
| | 地どり | 〃 | 65,973 千円 (R5 年) | 110,160 千円 |
| | シイタケ | 市内の生産量 | 86,050kg | 90,000kg |
| | キクラゲ | 〃 | 11,880kg | 15,000kg |
| 漁獲量 | キジハタ | 市内の漁獲量 | 3,282kg | 3,282kg |
| | サザエ | 〃 | 7,161kg | 7,161kg |
| | アワビ | 〃 | 206kg | 206kg |
| | シジミ | 〃 | 10,813kg | 10,813kg |
| 一次産業間での 連携実施件数 | 耕畜連携や耕作放棄地への植林 等、一次産業間での連携が図られ る取り組みの新規実施件数 | 0 件 | 3 件 | |
| 新たな農業モデルへの 取組件数 (12 次総) | 自然エネルギーの利用や温暖化に 着目した実証などの新たな農業モ デルへの取組支援件数 | 0 件 | 3 件 | |
| 飼料用作物の作付面積 | 飼料用作物の作付面積 (WCS などを除く) | 150.9ha | 181.1ha | |

施策 2-1 農地及び森林の集約化の促進

わが国の農林水産業が抱える担い手不足や高齢化の進行に伴い、効率的で持続可能な農業・林業を実現するためには、農地や森林の利用効率を高める取り組みが求められています。特に分散した農地や手つかずの森林は、管理の手間とコストが増大する要因となっており、これが地域の生産性向上の妨げとなっています。

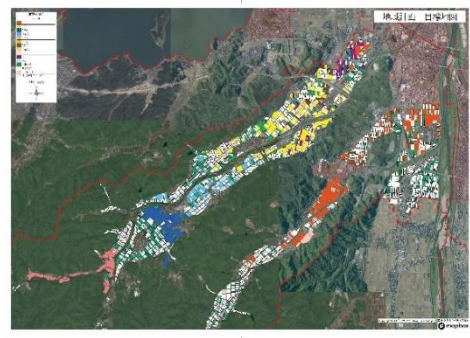
こうした課題を解決するために、農地・森林の集約化を推進し、組織的かつ一体的な運営を行うことで効率的な利用を図ることが必要です。

●取組 2-1-1 農地及び森林の集約化の促進

- ・ 新たな担い手や認定農業者、法人などが経営規模の拡大及び収益率の増加を図れるようにするため、農地及び森林の集積・集約化を促進します。
- ・ 【農業】地域の課題、将来の方向性を規定した「地域計画」による担い手への農地の集積・集約を促進します。（12次総）
- ・ 耕作放棄地のうち、担い手への集積・集約が可能な農地について、草刈り・抜根等を実施し利用可能農地としての再生を促進します。



地域計画「協議の場」の様子



地域計画「目標地図」

施策 2-2 生産基盤の整備・保全管理

中山間地域は、豊かな自然環境と文化的景観を有するとともに、重要な食料生産基盤を担っていますが、人口減少や担い手不足により遊休農地や荒廃農地、荒廃森林が増加しています。また、各種施設や設備は老朽化が進んでいます。

荒廃農地や荒廃森林の再生や適切な生産基盤の整備・保全管理を行い、持続可能な農林水産業を推進します。

●取組 2-2-1 就業や規模拡大に必要な機械・設備等の導入支援

- ・ 事業規模拡大や設備投資に対する支援を行い、生産性の向上を図ります。
- ・ 耐用年数を超過した大型機械の更新の支援を行います。
- ・ 【水産業】就業に必要な漁船をはじめとする就業基盤の整備に対する支援の充実を図ります。

●**取組 2-2-2 中山間地域農地・農業の保全**

- ・スマート技術の導入、多面的機能支払制度の推進などにより中山間地域の農地・農業の保全を図ります。（12次総）

●**取組 2-2-3 農地の基盤整備**

- ・生産性の向上や農産物の安定供給のため、圃場整備事業による農地の大区画化や排水の改善を図ります。
- ・地域計画の協議結果やブラッシュアップに連動した、農地集約・大区画化を実現し、生産性向上や産地の維持・発展を図ります。（12次総）

●**取組 2-2-4 森林の保全及び林業用路網等の整備**

- ・林業用路網の計画的な整備や高性能林業機械の導入を促進します。（12次総）
- ・環境保全や防災の観点から適切な管理が求められる森林に対し、公的な管理を導入し、森林が有する公益的機能の増進を図ります。（12次総）



高性能林業機械

●**取組 2-2-5 漁港の適切な環境整備**

- ・漁港施設の計画的な改修、航路の確保に努め、資源保護や漁場の環境整備を支援します。（12次総）
- ・老朽化の状況を正確に把握し、老朽化が進行した施設を更新します。
- ・漁港に堆積する土砂の計画的な浚渫を行います。



漁港施設の改修（夏泊）



浚渫の様子

施策 2-3 スマート技術の導入による生産性・安全性の向上

農林水産業の担い手不足や高齢化が進む中、限られた労働力で効率的な生産を実現するためには、スマート技術の導入が必要です。ICT・IoT 技術やロボット技術を活用し、作業負担の軽減や作業効率の向上を図ります。また、AI やセンサー技術を取り入れることで、天候の変化や病害虫への迅速な対応を可能とし、高品質な農林水産物の生産を目指します。これにより、生産性と安全性を両立させる持続可能な産業環境を構築します。

●取組 2-3-1 スマート農林水産業の推進

- ・ AI、IoT、ドローン、ロボット技術を活用したスマート農林水産業導入のための技術支援及び設備投資支援を行います。
- ・ スマート技術に必要な安定した高速通信インフラの整備を推進します。
- ・ 【農業】自動走行農機、精密農業（可変施肥など）、環境制御型ハウス、病害虫診断 AI、生育予測モデル、ロボット収穫機などの導入支援を行います。
- ・ 【林業】ドローンやレーザー測量による森林情報のデジタル化、ICT を活用した路網設計・搬出計画、高性能林業機械の導入に関する助成、木材のトレーサビリティシステムの構築支援を行います。
- ・ 【水産業】陸上養殖・沖合養殖における水質・給餌・生育状況の自動管理システム、資源調査ドローン・AI ソナーによる漁場探索、漁獲量予測システムの開発・導入を支援するとともに、流通の効率化を促進します。



農作業におけるドローンの活用

施策 2-4 農林水産物のブランド化と安定供給

農林水産物の競争力向上と持続可能な生産体制を目指し、地域の特性を生かした魅力的なブランドを構築するとともに、安定的な供給体制を整備・強化します。ブランド化により付加価値を高めることで、経済的な効果と地域内外への認知度向上を図り、消費者ニーズに対応した市場展開を実現します。また、生産者や流通業者がともに連携する取り組みを推進し、安定的な供給を支える仕組みづくりを進めます。

●取組 2-4-1 農林水産物のブランド化と安定供給

- ・ 製品に関する魅力的なストーリーを発信します。
- ・ 魅力的なパッケージデザインとロゴの制作などを促進します。
- ・ SNS、ウェブサイト、動画コンテンツを活用し、生産現場の様子、生産者の声、調理例などを定期的に発信し、ファン層の拡大を図ります。
- ・ イベント、試食会、直売所での食体験を提供します。
- ・ (例えば、有名料理人や食品メーカー、観光施設などと連携した) 新たな商品開発やプロモーションを促進します。

●取組 2-4-2 鳥取生まれの新品種やブランド農林水産物の安定的な生産の支援

(12次総)

- ・ 鳥取市の主要農産物である水稻の高収益化、低コスト化の支援とあわせ、高品質化や育苗・集出荷体制の充実を図ります。
- ・ 本市は県内随一の水稻種子生産地であり、他県からの評価も高く、今後も種子生産農家が安定して高品質な種子を生産できるよう、経営面・技術面での支援を行います。
- ・ らっきょうや二十世紀梨を始め、鳥取市の誇るブランド農産物の生産振興を図るための支援を行います。
- ・ 鳥取県オリジナル品種の生産を拡大します(米「星空舞」、梨「新甘泉」、柿「輝太郎」、イチゴ「とっておき」など)。
- ・ 鳥取和牛の品質向上と生産量増加に向けた支援を行います。
- ・ とっとり地どり「ピヨ」の生産拡大及び認知度向上に向けた支援を行います。
- ・ 有機・特別栽培農産物やキクラゲなどの特用林産物の栽培振興を図ります。
- ・ 適正な資源管理のもとで、キジハタやアワビなどの高級魚種の栽培漁業の支援を行います。



二十世紀梨

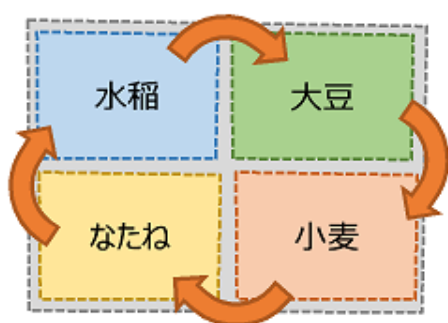


らっきょう

| |
|------------------|
| 第一章 はじめに |
| 第二章 前計画の評価 |
| 第三章 現状と課題 |
| 第四章 目標と基本方針 |
| 第五章 施策の体系 |
| 第六章 推進体制・進捗管理 |
| 資料編 |

●取組 2-4-3 国産飼料や自給飼料、地域資源を利用した肥料の安定確保・活用による生産コストの低減

- ・ 水田を有効活用し、そばや生姜、麦、大豆、飼料用作物の作付によるブロックローテーションのモデル構築の支援を行い、農業所得の向上を図ります。
- ・ 堆肥や緑肥、下水汚泥等を有効活用します。
- ・ 国産飼料や自給飼料の安定確保・活用による生産コストの低減を促進します。



田畑輪換の例（4年4作）



完熟たい肥・エコたい肥

施策 2-5 農業・林業・水産業間の連携による課題解決及び新たな価値創造

農業、林業、水産業がそれぞれ持つ資源と知見を融合し、横断的な連携による課題解決を目指します。これらの一次産業の強みを生かしながら、新たな価値を生み出すことで、地域産業の活性化、持続可能な発展、さらなる競争力の向上につなげます。また、地域全体で課題を解決し、環境保全、経済活動の一体化、多分野のコラボレーションを通じたイノベーションを促進します。

●取組 2-5-1 農業・林業・水産業間の連携による課題解決及び新たな価値創造

- ・ 耕畜連携や耕作放棄地への植林を促進します。
- ・ 鳥取県東部地域での循環型農林水産業モデルの構築など、一次産業間の新たな連携方法を産学官連携により検討・実施します。
- ・ 高性能林業機械の導入支援により、集材やチップ化の作業効率化と活用促進を図ります。

施策 2-6 再生可能エネルギーの活用等による環境負荷の軽減と持続可能な農林水産業の構築

環境負荷を軽減しつつ、持続可能性に配慮した農林水産業を構築するために、再生可能エネルギーや循環型資源利用を積極的に活用します。地域資源を最大限に生かしながら、農業・林業・水産業の生産性向上、効率化、そして環境保全を実現することを目指します。また、環境負荷を軽減する具体的な取り組みを通じて、地域の持続可能な成長モデルを構築し、環境や社会に配慮した未来を目指します。

●取組 2-6-1 有機・特別栽培による農産物の生産振興

- ・ 耕畜連携や有機堆肥などの環境負荷軽減の取り組みの支援を行います。

●取組 2-6-2 再生可能エネルギーを活用した農業の促進

- ・ 温泉熱をはじめとする自然エネルギーを有効活用する脱炭素型農業の取り組みの支援を行います。

事例) メイワファーム HYBRID「温泉イチゴ」

包装資材メーカーのメイワパックス（大阪府柏原市）が鳥取市内で、温泉熱と ICT（情報通信技術）を活用した「温泉イチゴ」の栽培に取り組んでいます。

地元の新品種「とっておき」を軸に栽培し、ICTで制御できるスマート農業を展開しています。

また、イチゴの根元にプラスチック製配管が敷かれ、近くの鹿野温泉から引き込んだ温水を流しています。室内の空気はその熱で暖められており、通常のハウス栽培で冬に必要な暖房設備が不要となり、次世代につながる、カーボンフリーな農業経営を可能としています。



温泉イチゴの栽培

施策 2-7 災害や気候変動への対応

気候変動や災害がもたらす影響の増加や深刻化に対応し、農林水産業における防災力強化や環境変化に適応した仕組みを構築します。特に、気候変動に伴う農作物栽培適地の変化や高温障害への対策として、地域の特性や新たな気候条件に対応した取り組みを推進します。また、災害からの迅速な復旧と将来のリスクに備えた防災体制を整え、地域産業の持続可能性を確保します。

●取組 2-7-1 温暖化に対応した新たな特産品の生産振興

- ・ 安定した水稲生産のため、県や J A と連携し、高温障害に強いとされる「星空舞」や「きぬむすめ」への作付け転換を奨励します。
- ・ 温暖化の進行が進み、農作物の栽培適地がより高緯度の地域へと移動しており、我が国の産地にもその影響が及びつつあります。本市においても従来栽培することができなかった温帯地域などの作物栽培が生産できる可能性が高まっています。今後は、それらの産地化の取り組みを進めることで将来の農業の維持・振興を図ります。
- ・ 近年の猛暑や渇水による農作物への甚大な影響を回避するため、生産者の迅速な対応体制の構築の支援を行います。

●取組 2-7-2 災害からの復旧支援

- ・ 令和 5 年 8 月に発生した台風第 7 号による農林水産業への被害とその対応を教訓とし、万一の災害に備えるとともに、被害が発生した場合の早期復旧対策について、農林水産業各分野における対応を確立します。

【基本方針3】6次産業化と農商工連携の促進

(現状と課題)

少子高齢化や人口減少が進む中、本市の農林水産業は担い手不足による生産規模の縮小や、収益性の低下といった課題を抱えています。また、森林をはじめとした地域資源を活用しきれていないことや、分野を超えた連携の不足が魅力的で収益性の高い事業への転換を阻んでいます。加えて、規格外品や低未利用品の有効活用も進んでいません。一方で、6次産業化や農商工連携を促進することで付加価値を創出し、農林水産業の振興を図る余地があります。また、地元製品のブランド化や販路拡大により、地域経済を活性化させる必要があります。

(目指す方向性)

「稼げる産業」への転換を目指すため、6次産業化や農商工連携を積極的に推進し、分野横断的な相互協力による課題解決と新たな価値の創出を図ります。また、規格外品や未利用品を有効活用した商品開発や販路整備を行うことで、地域資源を最大限に活用し、持続可能な農山漁村を構築します。これにより、担い手が活躍できる環境を整備し、魅力あふれる本市の農林水産業を実現します。

(SDGs との関係)



(目標指標)

| 指標 | 指標の説明 | 従前値 (令和6年) | 目標値 (令和12年) |
|----------------------------------|-----------------------|---------------|----------------|
| 商品開発の件数(累計) (12次総) | 本市農林水産物を使用し開発された商品の件数 | 2件 | 10件 |
| 6次産業化・農商工連携の取組支援件数(累計) (12次総) | 6次産業化・農商工連携の取組支援件数 | 2件 | 5件 |

施策3-1 6次産業化や産学官連携による独自性の高い商品の開発・ブランド化

地域農林水産物の付加価値を高めるため、6次産業化を推進し、生産から加工・販売まで一貫したビジネスモデルを構築します。また、産学官連携を強化し、地域特性や資源を生かした独自性の高い商品の開発を進めます。さらに、これらの商品のブランド化やマーケティング戦略を展開することで競争力を高め、地域産業の収益向上を図ります。



6次産業化及び農商工連携による加工商品

●取組3-1-1 バリューチェーンの強化

- ・ 農林漁業者と食品加工業者、商工業者が連携し、商品開発から販売までのバリューチェーンを強化します。
- ・ 県などと連携し、市内あるいは県内での一貫生産を行えるよう、加工施設の設置や加工技術導入を促進します。

●取組3-1-2 ブランド戦略の構築とPR強化

- ・ 地域ブランドの確立に向けて、パッケージデザインやネーミング、ストーリー性を重視してブランド化を図ります。
- ・ SNSや直売所、アンテナショップを活用し、情報発信を強化します。

●取組3-1-3 産学官連携による商品開発

- ・ 大学や研究機関と連携し、新商品の試作・評価を行い、科学的根拠に基づく高品質商品の開発を支援します。

| |
|------------------|
| 第一章 はじめに |
| 第二章 前計画の評価 |
| 第三章 現状と課題 |
| 第四章 目標と基本方針 |
| 第五章 施策の体系 |
| 第六章 推進体制・進捗管理 |
| 資料編 |

施策 3-2 規格外品や低未利用品を有効利用した商品開発や販売

農林水産業における規格外品や低未利用品は、十分に活用されず廃棄されるケースが多く、資源のムダや環境負荷の原因となっています。これらの資源を積極的に活用した商品開発を推進し、新たな付加価値を創出します。産学官連携による技術革新やアイデアを取り入れ、加工品や独自性のある商品を生み出すことで魅力を高め、販売拡大に繋がります。

●取組 3-2-1 規格外品や低未利用品を有効利用した商品開発・販売(フードロス・廃棄物削減)

- ・産学官や農商工連携により、規格外品や低未利用品を有効利用した商品の開発・販売を支援し、食品廃棄物の削減を図ります(カニ殻を化粧品や肥料などに利用するなど、幅広い活用を促進します)。
- ・伐採適齢期を迎えた樹木の活用方法を検討・実施します。
- ・廃材を活用した寄木細工製作など地域資源を生かした新たな経済循環を創出します。

【基本方針4】販路の拡大と地産地消の推進

（現状と課題）

鳥取産の農林水産物は、高品質で希少性がある一方で、その認知度や販売エリアが限定されており、国内外での販路開拓が課題となっています。また、地元の消費者への地産地消の取り組みが進む一方、都会での消費（都消）や海外市場での価値向上に向けた具体的な施策が十分でない現状があります。

さらに、近年の気候変動や物流の混乱が続く中で、安定した食料供給を可能にする流通体制の整備が重要性を増しています。特に次世代に向けた地産地消の意識向上や教育の推進が必要とされています。

（目指す方向性）

鳥取の農林水産物の魅力を最大限に発信し、販路拡大を目指すとともに、地域全体で地産地消の意識を高める取り組みを推進します。また、国内外での新しい販路を開拓し、安定供給体制の構築を実現することで、鳥取ブランドの価値をさらに向上させることを目指します。特に、安定した流通モデルを確立し、食料安全保障の役割を果たす地域として発展していくことを目指します。

（SDGs との関係）



（目標指標）

| 指標 | 指標の説明 | 従前値 (令和6年) | 目標値 (令和12年) |
|------------------------|---------------------------------------|---------------|----------------|
| 商談の成立件数 (累計) (12次総) | 本市農産物及び加工品に係る県外事業者等との商談取引成立件数 | 45件 | 100件 |
| 市公設地方卸売市場の取扱量 | 市公設地方卸売市場の取扱量 | 18,557トン | 22,498トン |
| 地産地消の店認定店舗数 (12次総) | 地産地消の店認定店舗数 | 86店舗 | 98店舗 |
| 公共建築物における県産材利用割合 | 新設の公共建築物の建設に利用した木材の県産材割合 | 42% | 60% |
| 小中学校などでの食育授業回数 | わくわく、交流給食、魚のさばき方教室など小中学校などでの食育授業回数を維持 | 29回 | 40回 |

施策4-1 国内外への新たな販路開拓による価値の向上

地域の農林水産物の魅力を最大限に発揮するため、新たな販路の開拓を通じて市場拡大を図ります。国内では、消費者ニーズに対応したデジタルマーケティングやECサイトの活用を推進し、ターゲット層に直接商品を提供できる仕組みを構築します。

また、海外市場では、地域の特色や高品質を訴求したプロモーションや商談会を展開し、輸出を促進します。

●取組4-1-1 見本市・商談会への出展支援

- ・「麒麟のまち」関西情報発信拠点や全農とっとりなどと連携し、生産者と実需者、消費者とのマッチングの場を提供するなど、国内外への戦略的な販売を促進します。
- ・複数のバイヤーと効率的に商談ができ販路拡大を図ることができる食品見本市や商談会への出展の支援を行います。

●取組4-1-2 多様な販売チャネルの展開

- ・地元農林水産物のECサイト出店支援や、ふるさと納税返礼品への採用を拡大します。
- ・地域イベントやマルシェでの地場産品販売の支援を行います。
- ・公設市場や地元商社と連携した農林水産物の取扱量の向上と集荷・販売体制の強化を図ります。
- ・アンテナショップ「麒麟のまち（大阪）」、「とっとり・おかやま新橋館（東京）」を活用し、直接販売及びブランド構築の支援、情報発信、市場調査を行います。



マルシェの様子（左：大阪中之島、右：東京豊洲）

●取組4-1-3 海外へのプロモーション・ブランド化の支援

- ・海外への販路拡大に向けた商談会参加や広告物などの多言語化の支援を行います。

| |
|------------------|
| 第一章 はじめに |
| 第二章 前計画の評価 |
| 第三章 現状と課題 |
| 第四章 目標と基本方針 |
| 第五章 施策の体系 |
| 第六章 推進体制・進捗管理 |
| 資料編 |

施策４－２ 食料の安定供給・流通体制の構築

食料の安定供給を実現し、地域内外への円滑な流通体制を確立するため、生産者や関連事業者間の連携を一層強化し、効率的かつ計画的な供給体制を構築します。加えて、災害時における食料供給の確保や迅速な対応を可能とする仕組みを整備します。

●取組４－２－１ 加工・保管施設の整備支援

- ・ 輸出に必要な鮮度保持機能を持つ加工施設、冷凍・冷蔵倉庫などの整備に対する支援を行います。

●取組４－２－２ 先端技術の活用による計画的な生産・販売

- ・ 急速・瞬間冷凍技術や高鮮度保持包装技術による賞味期限・消費期限の延長を図り、計画的な生産・販売を促進します。
- ・ コールドチェーン（低温物流網）の整備を促進します。

●取組４－２－３ 地域内の食料サプライチェーンの連携強化

- ・ 小規模な農水産物加工施設整備の支援を行います。
- ・ 市内事業者間での共同配送や物流ルート最適化に向けた協議会の設置・運営の支援を行います。

施策４－３ 地産地消・都消の推進

地域で生産された農林水産物を積極的に活用する「地産地消」を進めるとともに、都市部への供給を強化する「都消」を推進します。これにより、農林水産業への理解や地域活性化を促進し、地域産品の認知度向上や消費の拡大を図ります。

●取組４－３－１ 地元飲食店や学校給食での地元食材利用促進

- ・ 学校給食などへの地域農林水産物の利用を促進します。
- ・ 直売所、道の駅への出荷・販売を強化します。
- ・ マルシェやイベントを通じ地産地消をPRします。
- ・ 「鳥取市地産地消推進協議会」において、地産地消の市民への浸透を促進します。



学校給食への特産品の活用
(梨ジェラート)



地産地消フェア

●**取組 4-3-2 公共施設をはじめとした建築物の木造化・木質化**

- ・ 建築物などの木造化・木質化によるメリットを周知し、木造化・木質化を推進します。
- ・ 成功事例の紹介や見学会を開催します。

●**取組 4-3-3 林業・木材産業の情報共有システムの構築**

- ・ 素材生産～最終消費まで林業・木材産業の見える化を図り、需給バランスの調整を図ります。

施策 4-4 食育・地産地消教育、木育の推進

地域の農林水産業や自然資源への理解を深め、次世代に向けた持続可能な社会を構築するために、食育・地産地消教育及び木育を推進します。これらの取り組みにより、消費者の「食」や「木材」との繋がりを強化し、地域産品や森林資源の価値を見直した持続可能なライフスタイルを促進します。

●**取組 4-4-1 食育・地産地消教育、木育の推進**

- ・ 小中学校で食育授業を行います。
- ・ 市民農園の利用をはじめとした農林水産業の体験や料理教室など、生産や食への理解を深める機会を創出します。
- ・ 加工所や公民館などの施設を活用し、地元の食文化や郷土料理の継承活動の支援を行います。
- ・ 公共施設などにおいて、木のおもちゃなどの利用や木質化の推進を図り、木に触れる機会を創出します。



小学校での食育授業

【基本方針5】農山漁村の維持・活性化と多面的機能の増進

(現状と課題)

わが国の農山漁村は、食料供給源としてだけでなく、国土や自然環境の保全、良好な景観の形成など、多面的機能を有し、その恩恵を広く国民が享受しています。しかし、人口減少や少子高齢化の進行により担い手不足が深刻化し、農地や森林荒廃が進行しています。また、イノシシやシカなどの有害鳥獣による農地や山林への被害は、年々深刻化しており、農業生産意欲の低下や経済的損失を招くだけでなく、生態系や地域住民の生活にも甚大な影響を及ぼしています。

地域コミュニティの衰退により経済や文化、環境の持続可能性が危機に直面しており、観光・交流需要の減少も課題です。

一方で、農山漁村の多面的な機能は観光資源として活用可能であり、地域資源を生かした観光産業との連携強化により、交流人口や関係人口を拡大し、地域内外の人々が結びつく新たなコミュニティの構築が期待されています。

(目指す方向性)

農山漁村の持続可能な発展を目指し、地域資源を活用した観光産業の融合を推進します。これにより、関係人口や交流人口を増やし、地域経済の活性化を図るとともに、美しい農山漁村の環境や景観を保全し、多面的な機能を強化します。魅力のある地域づくりを進めるには、地域と外部の結節点を増やし、地域資源を最大限に活用した新たな価値を創出します。

(SDGs との関係)



(目標指標)

| 指標 | 指標の説明 | 従前値 (令和6年) | 目標値 (令和12年) |
|---|--|--------------------|--------------------|
| 防災工事が必要な 防災重点農業用ため池の 防災工事整備完了割合 (12次総) | 防災工事が必要な防災重点ため池 の防災工事完了の割合 | 32% | 40% |
| 畑地化関連事業取組件数 (12次総) | 農地の畑地転換に係る事業に 取組んだ件数 | 0件 | 3件 |
| 海業(イベントなど) 参加者数 | イベントなど海業参加者数 | 25,100人 | 40,000人 |
| 狩猟者登録数 (わな猟) | わな猟狩猟者登録数 | 345人 | 375人 |
| 狩猟者登録数 (銃猟) | 銃猟狩猟者登録者数 | 134人 | 145人 |
| 有害鳥獣被害額 | 有害鳥獣による被害額 | 19,658千円 | 14,500千円 |
| 有害鳥獣被害面積 | 有害鳥獣による被害面積 | 1,628a | 1,200a |
| 鳥獣捕獲確認システムの 利用者数(12次総) | 鳥獣捕獲確認システムの利用者数 | 37人 | 87人 |
| 大型排水管設置数 | 大型排水管を活用した減容化施設 の設置数 | 0基 | 9基 |
| ジビエ利用頭数 (イノシシ・シカ) | ジビエとして利用したイノシシ 及びシカの頭数 | イノシシ 47頭 シカ 54頭 | イノシシ 60頭 シカ 70頭 |
| ワークショップ 開催件数 | 高校生・大学生を対象に農林水産 業の現場体験やワークショップの 開催件数 | 0件 | 5件 |
| 自然資本産業起業者 及び新規事業創出者数 | 自然資本(森林、水、生物多様性など) を活用して起業、あるいは新規 事業を創出した者の数 | 0人・団体 | 18人・団体 |

施策5-1 農地やため池、森林、漁港の保全・管理

農地、ため池、森林、漁港などの地域資源は、食料生産や自然環境保全、災害防止、地域産業の基盤として重要な役割を果たしています。しかし、近年、これらの地域資源の管理が担い手不足や地域コミュニティの衰退によって困難になっています。

このような状況を受け、これらの地域資源を適切に保全し、管理することで、生活環境の保全及び安全性の確保を目指していきます。

●取組5-1-1 ため池の維持管理

- ・ 防災重点農業用ため池の劣化状況、豪雨耐性評価、耐震性評価に基づく整備を推進します。(12次総)



水位センサー



監視カメラ

ため池監視システム



ため池の改修

●取組 5-1-2 耕作放棄地の解消

- ・耕作放棄地を減少させるため、農地中間管理事業を活用した農地の集積・集約化による耕作放棄地の解消を図るとともに、畑地化の推進、耕畜連携や植林など他の一次産業と連携した新たな活用方法を検討・実施します。

●取組 5-1-3 森林の公益的機能の維持・増進

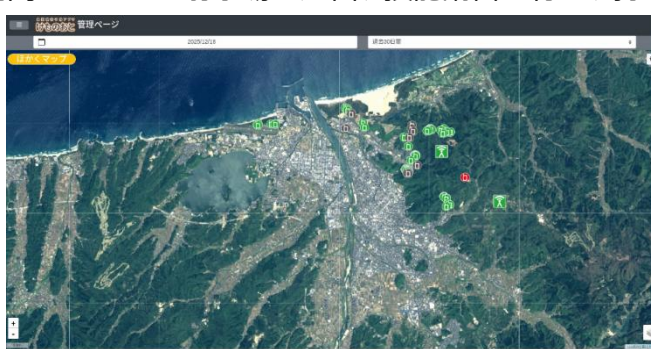
- ・森林の公益的機能の維持・増進のために適切な森林管理を行います。

●取組 5-1-4 漁港を活用した「海業（うみぎょう）」の推進

- ・漁村をはじめ、地域と連携した海にまつわるイベントなどを開催します。

●取組 5-1-5 地域ぐるみでの鳥獣被害防止対策の普及・促進の支援(12次総)

- ・狩猟免許の取得に対する補助、技術向上のための射撃場の運営、技能講習を行い、狩猟者・銃猟者を養成・確保します。
- ・被害対策協議会などを事業主体とした侵入防止柵の一体的な整備を促進とともに、講習会による設置技術の向上を図ります。
- ・地域ぐるみでの鳥獣被害防止対策の普及・促進の支援を行います。



鳥獣捕獲確認システム

- ・ICT を活用したスマート檻罠や鳥獣捕獲確認システムの導入エリアを拡大し、捕獲に係る狩猟者などの労務の省力化・効率化を図るとともに、若者や女性狩猟者を確保します。
- ・システムによる捕獲状況の可視化と情報共有により、地域一体となった捕獲体制の構築を図ります。



スマート檻罠



大型排水管を活用した減容化施設（施工中）

- ・さらには、システムによる捕獲情報の共有を鳥取市、岩美町、八頭町、若桜町、智頭町及び鳥取県間での情報共有を進め、東部圏域での総合的な有害鳥獣対策のための体制構築を図ります。



大型排水管を活用した減容化施設（施工後）

- ・大型排水管を活用した減容化施設の実証と普及に取り組みます。
- ・食肉加工施設（ペットフード含む）を誘致し、ジビエとしての活用を検討します。

施策5-2 農都連携による関係人口・交流人口の増加と地域経済の活性化

農山漁村と都市部の連携を強化することで、交流人口や関係人口を増加させ、地域経済の活性化を目指します。都市住民と農山漁村を結びつけるプログラムを展開し、双方が持続可能な形で共存できる仕組みを構築します。都市住民が農山漁村の魅力に触れることで、地域産業を支え、新たな経済活動に繋がります。

●取組5-2-1 地域資源を活用したコンテンツづくり（農業体験・漁業体験・伝統体験など）

- ・ 中山間地域における耕作放棄農地を再生し、地域の特産作物を生産するとともに、特に高校生・大学生を対象に農林水産業の現場体験やワークショップを開催し、興味関心を喚起します。

施策5-3 農山漁村における企業の活動や資金拠出・人材派遣の促進

企業の活動や資金提供、人材派遣を通じて農山漁村の持続可能な発展を促進します。地域の課題解決や経済活性化を目指し、農山漁村の魅力を企業側に広く伝え、積極的な関与を引き出すための仕組みを構築します。加えて、農山漁村に進出を検討する企業に対して全面的な支援を行います。

●取組5-3-1 企業と地域の交流推進

- ・ 企業と農山村集落が協定を締結し、企業・集落双方にメリットがある農地などの保全活動や営農支援、6次産業化などの取組みを促進します（共生の里加速化推進事業）。
- ・ 都市部の企業（IT、食品、観光、建設など）や地方銀行などと、地域の農林漁業団体、生産者、観光事業者、地域団体などを集めた交流会、商談会、マッチングイベントを開催します。



共生の里加速化推進事業

●取組5-3-2 「企業版ふるさと納税」の活用推進

- ・ 「企業版ふるさと納税」制度の仕組みやメリットを企業側に分かりやすく説明・広報します。
- ・ 寄付を募る具体的なプロジェクト（例：再生可能エネルギー導入、スマート農業推進、観光振興、地域の人材育成など）を複数用意し、企業の共感を呼びやすい形で提案します。
- ・ 寄付企業への感謝状贈呈、広報誌での紹介、意見交換会開催など、関係構築を行います。

●取組5-3-3 相談窓口の一元化

- ・ 農山漁村への進出を検討する企業に対し、地域の魅力（自然資源、特産品、観光資源など）、産業動向、補助金・優遇制度、不動産情報、就労希望者情報などを一元的に提供する窓口を設置します。また、進出後の行政手続き（許認可など）の支援を行います。

| |
|------------------|
| 第一章 はじめに |
| 第二章 前計画の評価 |
| 第三章 現状と課題 |
| 第四章 目標と基本方針 |
| 第五章 施策の体系 |
| 第六章 推進体制・進捗管理 |
| 資料編 |

第6章 推進体制・進捗管理

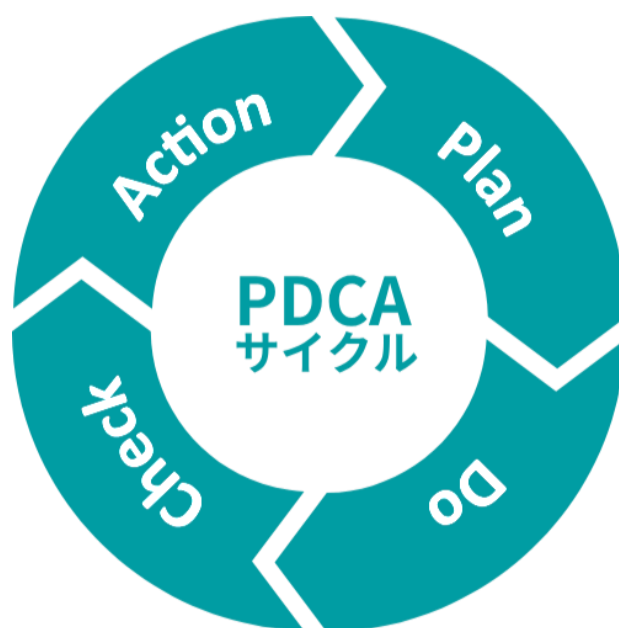
推進体制

本プランは、生産、流通、飲食など農林水産業に関わる事業者が、それぞれの役割を果たしながら相互に連携し、行政や消費者も含めた全体が協力することにより計画を推進します。

進捗管理

急激な社会情勢の変化や、農林水産業を取り巻く情勢の変化にも柔軟に対応できるよう、プランの進捗状況や成果については、定期的に検証・見直しを行い、必要に応じて改善を図ります。

なお、外部委員を含む鳥取市農林水産業振興プラン推進委員会（仮称）を開催し、評価及び検証を行いながら、進捗を管理していきます。



第一章
はじめに

第二章
前計画の評価

第三章
現状と課題

第四章
目標と基本方針





第五章
施策の体系













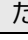
第六章
推進体制・進捗管理

資料編

資料編

用語解説

| 用語 | 解説 |
|---|--|
| 1-9、A-Z | |
| 6次産業化 | 農林漁業者（1次産業）が、加工（2次産業）・販売（3次産業）まで一体的に行うこと。「 $1 \times 2 \times 3 = 6$ 」となることから名付けられた。所得向上や雇用確保を目指す取り組み。 |
| AI（人工知能） | 「Artificial Intelligence（人工知能）」の略で、人間のように考えたり判断したりする能力を、コンピューターに持たせる技術のこと。 |
| DX（デジタルトランスフォーメーション） | デジタル技術を活用して、業務プロセスや産業構造、人々の生活をより良い方向に変革させること。 |
| ESG投資 | 環境（Environment）、社会（Social）、企業統治（Governance）の観点を重視して行われる投資手法のこと。従来の財務情報だけでなく、企業の環境配慮、労働環境や地域社会への取り組み、透明性のある経営などを評価基準にして投資対象を選定する。持続可能な社会や長期的な成長を目指す投資として注目されている。 |
| ICT（情報通信技術） | 「Information and Communications Technology」の略で、情報技術（IT）に通信技術を加えたもののこと。コンピューターやネットワークを活用した情報の取得、伝達、処理を行う技術や仕組みを指す。 |
| IoT（モノのインターネット） | 「Internet of Things」の略で、従来インターネットに接続されていなかった家電、自動車、工場設備、医療機器など、あらゆる「モノ」がインターネットに接続され、相互に通信し、データを収集・共有・活用する仕組みや概念のこと |
| KPI（重要業績評価指標） | 「重要業績評価指標（Key Performance Indicator）」の略で、最終目標（KGI）達成に向けたプロセスを可視化し、進捗を定量的に測るための数値目標のこと。 |
| SDGs（持続可能な開発目標） | 持続可能な開発目標は、2015年9月25日に国連総会で採択された、持続可能な開発でよりよい世界を目指す国際目標のこと。17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない（leave no one behind）」ことを誓っています。SDGsは発展途上国のみならず、先進国自身が取り組むユニバーサル（普遍的）なものである。 |
| SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス） | 人々がインターネット上でつながり、情報や意見を共有したり交流したりするサービスのこと。 |
| あ行 | |
|  磯焼け | 海藻が著しく減少・消失し、岩肌が露出してしまふ現象のこと。海水温の上昇や食害などが原因とされ、漁業に大きな影響を与える。 |
|  ウッドショック | 2021年頃から発生した、世界的な木材需要の増加や供給不足による木材価格の高騰現象のこと。国産材への回帰の契機となった。 |
|  海業 | 海や漁村の地域資源を生かし、水産業だけでなく観光、飲食、体験学習などを通じて地域の所得と雇用を生み出す取り組みのこと。 |
| か行 | |
| カーボンニュートラル | 温室効果ガスの排出量と吸収量を均衡させ、全体としてゼロにすること。2050年の実現に向け、農林水産業でも貢献が求められている。 |
| 関係人口 | その地域に定住している「定住人口」でも、観光に来た「交流人口」でもなく、地域と多様に関わる人々のこと。 |
| 企業版ふるさと納税 | 法人が地方自治体の地域活性化事業に寄付すると、税負担が軽減される制度のこと。法人税や地方税の控除により、実質負担が寄付額の約1割となる。地域経済の支援と企業の社会貢献の両立が目的。 |
|  高性能林業機械 | 伐採、枝払い、玉切り（丸太にする作業）、集積などの複数の作業を一つの機械で行えるなど、効率的で安全性の高い林業機械の総称のこと。 |

| 用語 | 解説 |
|--|---|
| か行 | |
|  耕畜連携 | 農業（耕種）と畜産業を結び付けて資源を有効活用する仕組みのこと。畜産から出る糞尿を肥料にし、耕種栽培でできた作物や副産物を飼料として活用することで、循環型の農業を目指す考え方。 |
|  荒廃農地 | 耕作放棄や管理不足により雑草が繁茂し、地力が低下するなど農地としての機能を失った土地のこと。 |
| コールドチェーン | 生鮮食品を生産から消費の現場まで、途切れなく低温（冷蔵・冷凍）に保ったまま流通させる仕組みのこと。「低温流通体系」とも呼ばれる。 |
| さ行 | |
|  栽培漁業 | 卵から稚魚になるまでの弱い期間を人の手で育ててから自然の海に放流し、成長してから漁獲する漁業のこと。「獲るだけの漁業」から「つくり育てる漁業」への転換を指す。 |
|  作付面積 | 農地に農作物を植え付けて栽培している面積のこと。農業経営や統計分析で重要な指標となり、生産規模や収量を左右する。 |
|  市民農園 | 都市部の住民が野菜や果物の栽培を行うために提供される農地のこと。自治体や団体が運営し、家庭菜園として利用できる場を提供することが一般的で、地域住民の交流や食育、自然との触れ合い促進の目的がある。 |
|  集落営農 | 地域住民が協力し農業を共同運営する形態のこと。農地や資源を有効活用し、効率化や収益改善を図る。農業の継続性確保や地域活性化のための取り組み。 |
|  受益面積 | 農業水利事業や圃場整備事業などにより恩恵を受ける農地の面積のこと。 |
|  循環林業 | 森林資源を持続可能に利用するため、伐採・植林・保育を繰り返し行う林業のこと。環境保護と資源管理を両立し、地域の活性化や気候変動への対応にも寄与する持続可能な取り組み。 |
| 食料サプライチェーン | 食料が生産者から消費者の手に届くまでの一連の流れのこと。生産、加工、流通、販売、消費までの過程が含まれ、効率的な管理が食品の品質維持や廃棄削減につながる。 |
|  人工林 | 人間が木材生産、水源涵養、土砂災害防止、景観形成などの特定の目的のために、苗木を植え付けて育成・管理している森林のこと。 |
|  森林経営管理制度 | 手入れが行き届かない森林について、市町村が仲介役となり、意欲ある林業経営者に経営を委託したり、市町村自らが管理したりする制度のこと。 |
| スマート農林水産業 | ロボット技術やICT（情報通信技術）を活用して、省力化・精密化や高品質生産を実現する新たな農林水産業のこと。 |
|  精密農業 | GPSやセンサー技術、ドローンなどを活用して、農作物や土壌の状態を詳細に分析し、必要な資源（肥料や水など）を最適な量だけ供給する農業の方法のこと。スマート農業に包含される。 |
|  素材生産 | 山林の立木を伐採し、丸太（素材）にして市場や製材工場へ運び出すこと。 |
| た行 | |
|  大区画化 | 農業の効率化や生産性向上を目的として、小規模に分かれた農地を統合し、広くまとまった区画にすること。これにより、農業機械の利用や灌漑管理が行いやすくなり、作業時間の短縮や労力の軽減が実現できる。 |
| 脱炭素化 | 温室効果ガスの排出を削減し、二酸化炭素排出量を抑える取り組みのこと。再生可能エネルギーの導入、省エネ技術の革新などを通じ、持続可能な社会や気候変動対策を目指す活動。 |

第一章
はじめに

第二章
前計画の評価

第三章
現状と課題








第四章
目標と基本方針

第五章
施策の体系

第六章
推進体制・進捗管理

資料編

| 用語 | 解説 |
|--|---|
| た行 | |
| 多面的機能 | 国土の保全、水源のかん養、自然環境の保全、良好な景観の形成、文化の伝承等、農業生産活動や林産活動が行われることにより生ずる、食料その他の農産物の供給の機能以外の多様な機能のこと。 |
|  地域計画 | 「人・農地プラン」に代わる新しい計画のこと。将来の地域の農地利用の姿（目標地図）を明確化し、農地の集約化などを進めるための法定計画。 |
|  畜産クラスター | 地域で畜産農家、関係団体、自治体などが連携・結集（クラスター）し、収益性の向上を目指す体制や事業のこと。 |
|  中心経営体 | 地域農業を牽引する担い手である農業者や法人のこと。農地の集積や効率化を進めながら、持続可能な農業と地域農業の発展を目指す。行政からの支援を受けることもある。 |
| 鳥獣被害対策実施隊 | 農作物や森林への鳥獣被害を軽減するために活動する組織のこと。防護柵設置や捕獲を行い、地域住民や自治体と協力し、環境保護や農業の持続可能性を支える役割を果たす。 |
| 地理的表示（GI）保護制度 | 産地名と結び付く農林水産物・食品を知的財産として登録し、名称と品質を不正使用から守る仕組みのこと。登録されれば GI マークと名称を独占的に使用でき、模倣品は行政処分の対象となる。EU などと相互保護も進み、ブランド価値向上や地域活性、消費者保護に寄与している。 |
|  天然林 | 主に天然の力で形成された森林のこと。天然更新による樹木の構成が優先してみられる森林。 |
| 特定技能外国人 | 日本の特定技能制度に基づき、労働力不足が顕著な分野で働く外国人労働者のこと。農業や建設など 14 分野で業務を担い、一定の専門性や技能が求められる。即戦力として活躍し、地域や産業を支える役割を果たす。 |
|  特別栽培 | 化学肥料や農薬の使用を慣行基準の 50%以上削減した環境配慮型の栽培方法のこと。安全性や環境負荷の低減を目的とし、消費者の安心につながる農産物を生産する。 |
| な行 | |
| 中食 | 調理済みの食品を購入し、自宅などで食べる形態のこと。弁当や総菜が代表的で、外食と自炊の中間に位置する。 |
|  認定新規就農者 | 新たに農業を始める人が作成した「青年等就農計画」を市町村が認定した者のこと。認定されると、資金の貸付や補助金などの支援措置を受けられる。 |
|  農業水利施設 | 農業用水を供給・管理・排水する施設で、安定した農業生産を支える重要なインフラのこと。ダム、ため池、用水路、排水路などが含まれ、水資源の有効活用や災害対策に寄与する。 |
| 農商工連携 | 農林水産事業者と商工業者がお互いの技術やノウハウを持ち寄って、新しい商品やサービスの開発・提供、販路の拡大などに取り組むこと。 |
|  農地中間管理機構 | 農地の貸借を円滑に行うため設立された機構で、都道府県ごとに運営のこと。農地の集約化や地域農業の活性化を目指し、担い手への貸し出しを進める役割を持つ。 |
| 農都連携 | 農村と都市が連携し、互いの課題解決や交流を促進する取り組みのこと。都市は農村から食料や自然資源、農村は都市から技術や人材を得ることで、地域活性化や持続可能な社会を目指す。 |
| は行 | |
| バイオマス発電 | 木材・稲わら・食品廃棄物などの植物由来資源を燃料として発電する仕組み。再生可能エネルギーの一つで、廃棄物の有効活用や炭素排出抑制に貢献し、持続可能な資源利用に寄与する。 |

| 用語 | 解説 |
|---|--|
| は行 | |
| バリューチェーン | 調達、生産、加工、流通、販売という一連の事業活動において、それぞれの工程でどのように価値（付加価値）が付加されているかという考え方のこと。 |
|  人・農地プラン | 地域の話し合いに基づき、誰がどのように農地を使って農業を進めていくかをまとめた計画のこと。現在は「地域計画」への移行が進められている。 |
|  ブロックローテーション | 水田において、区画（ブロック）ごとに数年単位で「稲作」と「麦・大豆・野菜などの畑作」を計画的に入れ替えて（ローテーション）栽培する方法のこと。連作障害の回避や生産調整に有効である。 |
|  圃場整備事業 | 農地の区画を整理するとともに、用水路、排水路、農道、暗渠排水等の整備を行い、生産性の高い農地をつくる事業のこと。区画の拡大により、大型機械の導入や農作業の省力を推進し、効率的な農業生産を行うことが可能になる。 |
| ま行 | |
| みどりの食料システム戦略 | 農林水産省が策定した、食料・農林水産業の生産力向上と持続性の両立をイノベーションで実現するための戦略のこと。化学農薬・肥料の低減などが目標に含まれる。 |
|  藻場 | 海草や海藻が茂る場所のこと。魚の産卵場所や隠れ家となり、「海のゆりかご」とも呼ばれる。二酸化炭素の吸収源（ブルーカーボン）としても注目されている。 |
| や行 | |
|  遊休農地 | 農業の用地として確保されているものの、耕作や管理がされずに放置されている農地のこと。 |
| ら行 | |
|  林地残材 | 伐採後に林地に残る端材、枝葉、根などの木材のこと。従来は廃棄されることが多かったが、バイオマス発電や土壌改良材などへの活用が進められている。 |
|  齢級 | 森林の樹木の年齢（林齢）を5年ごとに区分したもののこと。（例：1級=1～5年生、10級=46～50年生）。鳥取市では50年生以上の利用期を迎えた森林が多い。 |

プランの策定経過

(検討の流れ)

| 日程 | 実施内容 |
|-----------------|---|
| 8月8日 | 第1回検討委員会： 策定の目的、農林水産業の現状と課題、策定の視点の確認 |
| 9月19日 | 市議会文教経済委員会にて策定の目的・第1回検討委員会の内容・スケジュール等について説明 |
| 10月6日 | 第2回検討委員会： 計画骨子（案）の確認、計画素案の作成に向けた意見交換 |
| 11月12日 | 第3回検討委員会： 計画骨子（案）の確認、計画素案について（計画の構成イメージの確認、主な施策について） |
| 12月17日 | 市議会文教委員会にて策定状況・プラン骨子案・施策体系について報告 |
| 1月14日 | 第4回検討委員会： 計画素案の確認、市民政策コメント実施について |
| 1月26日 ～2月16日 | 市民政策コメントの実施（1/26～2/16） |
| 3月12日 | 市議会にて計画最終案について報告 |
| 3月24日 | 第5回検討委員会： 市民政策コメントの結果報告、計画最終案報告 |
| 3月末 | 計画策定、公表 |

令和7年度

第一章
はじめに

第二章
前計画の評価

第三章
現状と課題

第四章
目標と基本方針

第五章
施策の体系

第六章
推進体制・進捗管理

資料編

(検討委員)

| 氏名 | 所属 | |
|--------|--------|-------------------------|
| 下田 浩文 | 農業関連団体 | 鳥取いなば農業協同組合 営農部 次長 |
| 嶋沢 和幸 | 林業関係団体 | 鳥取県東部森林組合代表理事組合長 |
| 大磯 一清 | 漁業関係団体 | 鳥取県漁業協同組合代表理事組合長 |
| 福田 明 | 認定農業者 | ふあーむふくた 代表 |
| 渡世 唱子 | 消費者団体 | (一社)山陰三ツ星マーケット 代表理事 |
| 西尾 真帆 | 農業委員会 | 鳥取市農業委員会 委員 |
| 木原 奈穂子 | 有識者 | 鳥取大学 農学部 准教授 |
| 森本 理恵 | 関係行政機関 | 鳥取県東部農林事務所 農商工連携チーム長 |
| 大野 正美 | 関係行政機関 | 鳥取市経済観光部 部長 |
| 坂本 武夫 | 関係行政機関 | 鳥取市農林水産部 部長 |

(鳥取市農林水産業振興計画検討委員会設置要綱)

(設置)

第1条 鳥取市の農林水産業振興のための新たな計画（以下「計画」という。）を策定するため、「鳥取市新たな農林水産業振興計画検討委員会」（以下「委員会」という。）を設置する。

(委員会の構成)

第2条 委員会は、農林水産業団体、農林水産業関係者、有識者、消費者団体、関係行政機関等の職員の中から市長が委嘱する委員をもって組織する。

2 委員会は、委員10名以内をもって組織する。

(検討事項)

第3条 委員会は、計画を策定するため、次の事項について検討を行う。

- (1) 関連する計画等を踏まえた、計画の方針、目標等
- (2) その他、計画の策定に関すること。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から令和8年3月31日までとする。

(役員)

第5条 委員会に、次の役員を置く。

- (1) 委員長 1名
- (2) 副委員長 1名

(役員を選任)

第6条 役員は、委員会において委員の互選により選出する。

(役員職務)

第7条 委員長は、委員会を代表し会務を総理する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理する。

(会議)

第8条 委員会の会議は、委員長が招集する。

- 2 会議の議長は、委員長がこれにあたる。
- 3 委員会は、代理を含む構成員の半数以上の出席により成立する。
- 4 議事は、代理を含む出席構成員の過半数により決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 5 委員会に、関係行政機関等の職員または委員長が必要と認める者の出席を求めることができる。
- 6 委員会の委員に対し、会議1回につき7,000円の報償費を支払うものとする。

(会議の公開)

第9条 委員会の会議は、公開を原則とする。ただし、出席構成員の3分の2以上が必要と認めるときは、非公開とすることができる。

(事務局)

第10条 委員会の事務局は、農林水産部農政企画課に置く。

(有効期間)

第11条 この要綱の有効期間は、第4条に定める委員任期が終了するまでとする。

(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は委員会が、これを定める。

附則

この要綱は、令和7年6月2日から施行する。

市民政策コメントの実施結果

「鳥取市農林水産業振興プラン」(案)について、市民政策コメントを実施したところ、次のとおりの結果となりました。

1. 実施概要

- 実施期間：令和8年1月26日(月曜日)から令和8年2月16日(月曜日)
- 意見提出者数：1人
- 意見数：5件

2. 提出された意見及び意見に対する市の考え方

| 番号 | 意見(要約) | 市の考え方 |
|----|--|---|
| 1 | 農業委員会等に関する法律第38条に基づき鳥取市農業委員会から提出された意見書を最大限尊重し、プラン作成に当たり整合を図ること。 | 本市では、毎年、鳥取市農業委員会から農地等の利用の最適化の推進に関する施策の改善についてご意見を頂戴しながら、遊休農地対策の強化、担い手の確保・育成、効率的な利用調整等について、農業委員会と連携し事業を推進しているところです。プラン作成にあたっては、これまで農業委員会からいただいていた意見も参考にしています。 |
| 2 | 既存の農家の収支を改善し負担を軽減する施策を進め、農家と農業を守ることに力点を置くべき。あわせて、食料安全保障の観点から、困難な状況の中で営農を継続している農家に対する直接支払いの制度を検討すべきと考える。さらに、受け手の農業事業体の存続と、万一廃業に至った場合の対応も確立すべきである。 | 農業経営体の営農継続に係る課題に対してお応えとして承ります。 |

| 番号 | 意見（要約） | 市の考え方 |
|----|--|--|
| 3 | <p>農道や用水路などの施設は設置から50年以上経過したものも多く、老朽化による破損や不具合、現在の車両や大型機械に対応していないものが目立ち、適正な管理と更新が急がれるが、大規模な修繕や更新は高額で、地域負担が過大となったり、地域コミュニティの弱体化で日常管理が困難な場合もある。</p> <p>農家の負担軽減の観点からも、公共物の維持管理や更新は市町村の責任で迅速に行う必要がある。</p> | <p>本市においては、昭和50年代に多くの地区でほ場整備が行われ、農道や水路等農業用施設が整備されました。</p> <p>しかし、近年、これらの施設の老朽化が顕著になっています。今後は、施設の破損等への対策及び、大型農業機械への対応を行うため計画的な修繕・改修を進めていく必要があります。</p> <p>農業用施設の利用によって利益を受ける農業者の方には、施設の日常管理や、修繕、改修の一部費用負担についてご理解いただきたいと考えています。</p> |
| 4 | <p>スマート農機や先進技術の導入は小規模農家等にはコストがかかることから、これらを保有し運用する組織の設立を支援し、作業受託を進めることで、作業の大規模化と効率化、各農業者の負担軽減につなげることができる。また、これらの組織への水路や農道の点検や維持管理を委託することもできることから、ぜひ取り組みを進めてほしい。</p> | <p>本プランでは、集落営農組織の育成・広域化や、スマート農業人材の育成、ご提案の農業支援サービス組織など多様な人材や企業参入を促進し、新たな担い手の確保・育成に努めることで農業・農村の維持活性化を目指します。</p> |
| 5 | <p>①有害鳥獣の問題は個々の農家や山間地の集落だけの問題ではなく、地域社会と生態系に影響する環境問題としてとらえるべきであり、ゾーニングにより鳥獣の生息区域を区画し、動物の個体数を適正な規模に調整するための具体的な対策を講じるべきである。</p> <p>②鹿やイノシシの侵入防止柵は、個々の農地を囲むという発想を転換し、生息域の産地を囲む堅固な防護柵を行政の責任で設置し管理していく必要がある。</p> | <p>①については、ご意見として野生鳥獣の保護・管理を所管する鳥取県へ情報提供させていただきます。</p> <p>②について、野生鳥獣による農林業への被害を防止していくためには、効率的な侵入防止柵の設置、耕作放棄地の解消、人里と鳥獣との緩衝帯の整備など、日常的な維持管理が重要であり、ご意見の内容も含め、地域の対策協議会、関係事業者、狩猟者等による地域ぐるみでの対策を推進することが必要であると考えています。</p> |

第2期農業振興プランの評価（KPI）

| 目標指標 | 基準値 (H28年度) | 目標値 (R4年度) | 実績数値 | | | | | 評価値 | (参考値) | | |
|-------------------------------|------------------|---------------|---------|-------|-------|--------|--------|---------------|---------|--------|--------|
| | | | H30 | R1 | R2 | R3 | R4 | | R5 | R6 | |
| 認定新規 就農者数 | 12人/4年間 | 15人/5年間 | 3 | 0 | 0 | 2 | 1 | 6人/5年間 | 1 | 2 | |
| 認定農業者数 (新規) | 49人/5年間 | 50人/5年間 | 3 | 5 | 9 | 5 | 5 | 27人/5年間 | 5 | 7 | |
| 企業参入数 (行政関与分) | 14件/5年間 | 15件/5年間 | 1 | 1 | 3 | 0 | 0 | 5件/5年間 | 0 | 0 | |
| 主要品目 生産規模 | 米 (きぬむすめ) | 682ha | 950ha | 815 | 823 | 773 | 680 | 727 | 727ha | 552 | 575 |
| | 梨 (新品種) | 24ha | 30ha | 13.2 | 12.8 | 22.5 | 24.0 | 24.0 | 24.0ha | 11.9 | 11.7 |
| | らっきょう | 114ha | 115ha | 115 | 114 | 112 | 112 | 114 | 114ha | 112 | 109 |
| | 白ねぎ | 24.28ha | 25.0ha | 32.4 | 36.4 | 35.6 | 33.6 | 32.2 | 32.2ha | 30.5 | 32.2 |
| | アスパラガス | 4.96ha | 7.0ha | 7.6 | 7.2 | 7.4 | 6.4 | 7.0 | 7.0ha | 5.3 | 5.6 |
| | ブロッコリー | 7.42ha | 8.0ha | 13.7 | 13.2 | 13.3 | 12.0 | 11.9 | 11.9ha | 10.6 | 11.9 |
| | 肉牛 | 1,923頭 | 2,350頭 | 1,912 | 2,209 | 2,359 | 2,695 | 2,692 | 2,692頭 | 2,216 | 2,233 |
| | 地鶏 | 8,889羽 | 13,000羽 | 2,000 | 9,600 | 11,000 | 11,000 | 12,000 | 12,000羽 | 13,000 | 12,000 |
| | 椎茸 (とっとり115) | 555kg | 1,600kg | 613 | 342 | 45 | 42 | 19 | 19kg | - | - |
| 中心経営体への 農地集積面積 (新規) | 101ha /2年間 | 250ha /5年間 | 141 | 129 | 139 | 77 | 73 | 559ha /5年間 | 87 | 106 | |
| 食品関連企業との マッチング数 (行政関与分) | 2件/5年間 | 5件/5年間 | 1 | 2 | 2 | 2 | 2 | 9件/5年間 | 2 | 5 | |
| 6次産業化の 取組み事例 (行政関与分) | 5件/5年間 | 5件/5年間 | 0 | 0 | 1 | 2 | 2 | 5件/5年間 | 0 | 2 | |
| 鳥獣被害面積 | 19ha | 13ha | 24.99 | 14.17 | 20.71 | 14.74 | 10.52 | 10.52ha | 9.80 | 16.28 | |
| 狩猟者登録数 | 463人 | 500人 | 471 | 477 | 489 | 537 | 559 | 559人 | 449 | 544 | |
| イノシシ 捕獲頭数(年間) | 3,269頭 (有害捕獲) | 2,000頭 | 2,808 | 3,646 | 3,603 | 2,875 | 1,851 | 1,851頭 | 2,640 | 2,634 | |
| ニホンジカ 捕獲頭数(年間) | 555頭 (有害捕獲) | 800頭 | 1,084 | 1,773 | 2,259 | 2,349 | 2,842 | 2,842頭 | 3,137 | 3,176 | |
| GAP 認証 ^{※1} の 取得数 | 0人・団体 (H29年度) | 5人・団体 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0人・団体 | 0 | 0 | |

※1 農業生産者が、食品安全・労働安全・環境保全などを確保するための国際的なルール（GAP）をきちんと守って生産しているかを、第三者機関が審査・証明する制度

本市の特産物

農産物

米

- ・自然豊かな土地に恵まれる鳥取県は、古くから美味しい米どころとして知られています。
- ・奨励品種である「きぬむすめ」は、日本穀物検定協会主催の「米の食味ランキング」において最高評価である「特A」に認定されています。
- ・平成30年からは「星空舞」が新たなオリジナル米として加わりました。



らっきょう

- ・鳥取県は、らっきょうの生産量が世界トップクラスです。
- ・平成28年3月10日には、鳥取砂丘らっきょう、ふくべ砂丘らっきょうが、地理的表示（GI）保護制度に登録されました。



梨

- ・鳥取県の二十世紀梨の卸売り数量は2,096トンで、75%を超えるシェアを誇り、全国1位です。
- ・国内では、関西方面を中心に出荷・販売されており、台湾、香港、アメリカなど海外にも輸出されています。
- ・平成20年には新品種「新甘泉」が加わり、JA鳥取いなばでは二十世紀梨に次ぐ栽培面積を誇っています。



白ネギ

- ・西日本で有名な産地の一つである鳥取県の白ねぎは、15種類の品種を使い分けて周年栽培しているため、1年中おいしい白ねぎを食べることができます。



アスパラガス

- ・収穫時期は、露地栽培では4月から9月、ハウス栽培では3月から10月までと、長い期間にわたって収穫することができます。
- ・夏場には、若茎が1日10cm以上も伸長し、柔らかい食感になります。



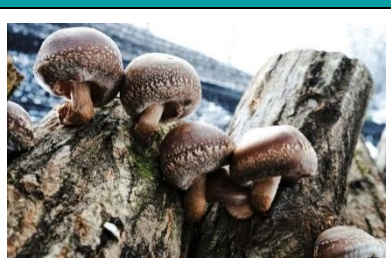
しょうが

- ・鳥取市気高町は、鳥取県内随一の生姜の産地です。
- ・「日光生姜」と「瑞穂生姜」のある気高の生姜は、栽培方法がそれぞれ独自のもので、辛味や香りが強く、生産量の少ない希少な生姜で知られています。
- ・近年は、畑地化作物の一つとして水稻に代わり作付けを行う農家が増えています。



しいたけ

- ・鳥取県には、きのこ専門の民間学術研究機関「一般財団法人日本きのこセンター菌茸研究所」があります。
- ・菌茸研究所が開発した原木栽培のしいたけ「とっとり115」のうち、規格を満たした生しいたけは「鳥取茸王」としてブランド化され、販売されています。



あらげきくらげ

- ・一般財団法人日本きのこセンター菌茸研究所開発のあらげきくらげの新品種と栽培技術の普及により、今や鳥取県は国内有数の生産県になっています。
- ・あらげきくらげは、食味・食感に優れ、ビタミンDや食物繊維を豊富に含む鳥取特産のブランド「とっとり輝きくらげ」として人気が高まっています。



柿

- ・鳥取県では渋抜きすると甘く上品な味の「西条柿」、鳥取県が原産地で日本一の甘柿と言われている「花御所柿」等、歴史ある優れた品質の柿が栽培されています。
- ・平成 22 年より鳥取県オリジナル品種の「輝太郎（きたろう）」が品種登録されました。
- ・輝太郎は、新しい早生柿品種として 9 月下旬から 10 月上旬まで収穫ができる大玉で糖度が高い品種です。



ブドウ

- ・鳥取県のぶどうの栽培は、ピオーネ、巨峰、デラウェアが中心です。
- ・近年では、甘くて種がなく皮ごと食べられるシャインマスカットの栽培が拡大しています。
- ・鳥取市では国府町周辺で盛んに栽培がされているほか、同地域で操業する「兎ッ兎ワイナリー」によるワイン用ブドウの栽培、醸造・販売が行われています。



桃

- ・鳥取市神戸（かんど）地区は、標高約 250m の傾斜地を活かした県内唯一の桃産地として知られています。
- ・山の斜面で太陽をたっぷり浴びて育ち、ピンク色で果肉は緻密、上品な甘みがあります。
- ・選果シーズンには、地域の直売所には行列ができるほど人気の果物です。



ビワ

- ・鳥取市青谷町絹見・引地地区は県内有数のビワの産地です。
- ・ふっくらと大きく、みずみずしい甘さと酸味のバランスが抜群です。



いちご

- ・鳥取県で栽培されているいちごは、主に、章姫（あきひめ）・紅ほっぺ（べにほっぺ）・とっておきです。
- ・このうち「とっておき」は、鳥取県で品種改良されたオリジナルブランドで平成30年に品種登録されました。
- ・鳥取市では「とっておき」の生産が盛んに行われています。すっきりとした甘みがあり、食べごたえのある果肉が特徴です。



鳥取和牛

- ・鳥取和牛は、赤身と脂のバランスが絶妙で、オレイン酸含有率55%以上のものは「鳥取和牛オレイン55」として販売されています。
- ・令和2年には、子牛セリにおける平均価格で全国1位を獲得しました。



鳥取地どり「ピヨ」

- ・鳥取地どり「ピヨ」は、高級化志向の消費者ニーズに応じて開発された、鳥取県のオリジナル地鶏です。
- ・発達した筋肉による歯ごたえが特徴で、脂肪分が少なくヘルシーで、コクと旨味も備わっています。



水産物

松葉がに

- ・ズワイガニのうち、成長した雄は「松葉がに」と呼ばれ、ぎっしりと詰まった身と上品な旨味が楽しめる、鳥取を代表する冬の味覚です。
- ・鳥取県松葉がに PR 推進協議会では、11月6日解禁後に『鳥取かにフェスタ』として、産地の鳥取市の漁港でイベントを開催しています。



白いか

- ・初夏から晩秋にかけて、夜に明るく輝く日本海の風物詩「漁り火」で、一本釣りされるケンサキイカは、地元では「白いか」と呼ばれています。
- ・甘みが強く濃厚な味わいが人気の、鳥取の夏を代表する味覚です。



モサエビ

- ・鳥取県ではクロザコエビのことを「モサエビ」と呼んでおり、9～10月から4～5月にかけて沖合底びき網漁で漁獲されています。
- ・弾力のある食感と強い旨味、甘味は甘エビ以上です。鮮度劣化が早いため、地元でしか味わえない幻のエビとされています。



シジミ

- ・日本最大の池である湖山池は、海水が流れ込む汽水域であり、最適な塩分濃度で育つため、身が大きく肉厚です。
- ・また、砂と土が混ざる場所に生息しているため、泥臭さやクセがないのが特徴です。



岩ガキ

- ・鳥取の岩ガキは、冬ではなく初夏からお盆が旬であり、鳥取の究極の夏の味覚です。
- ・県内で採取された岩ガキは「夏輝」ブランドとして販売されています。
- ・砂丘沖で漁獲される特に大きく良質なものは「プレミアム夏輝“砂丘の誉”」として販売されています。





鳥取市農林水産業振興プラン
—ととりの食と森と海の恵みを未来へつなぐ—
令和 8 年 3 月

発行 : 鳥取市農林水産部農政企画課
〒680-8751 鳥取市幸町 71 番地
電話 : 0857-30-8302
FAX : 0857-20-3947
メール : nousui@city.tottori.lg.jp